

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-04-01	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	高額介護サービス費支払費用貸付事業	部課名	福祉部介護保険課	課長名	古瀬	担当者名	青木
				内線	2432		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-11-01	高額介護サービス費支払費用貸付事業費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業	それ以外の継続事業			
開始年度	昭和	平成	12年度	根拠	荒川区高額介護サービス費支払費用貸付条例・同条例施行規則		
終期設定	有	無	年度	法令等			
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-04	介護保険サービスの基盤整備				
目的	介護サービスを利用するにあたり、自己負担が高額となりその支払が困難な者に対して、支払に要する費用を貸し付けることにより、その負担軽減を図ることを目的とする。						
対象者等	介護保険から高額介護サービス費の支給を予定されている要介護・要支援者						
内容	<p>1 貸付限度額 高額介護サービス費相当額×90%（利子は付さない）</p> <p>2 事業実施方法 貸付申請時にサービス提供月の領収書または請求書を提示してもらい、それに基づき貸付額を決定する。 申請から貸付まで、およそ2週間で処理する。 貸付金の償還は、高額介護サービス費の受領の権限及び貸付費用の償還に関する権限を区長に委任することにより行うことを原則とする。（高額介護サービス費の支給額と相殺する。）</p>						
経過	平成12年度介護保険法施行時から実施						
必要性	介護保険法の理念である「共同連帯の理念」に基づき、能力に応じた受益者負担を求める一方で、負担能力の低い者に対して一定の配慮を行う制度として必要である。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額	40	40	40	40	27	27	27	
決算額（26年度は見込み）	15	0	0	0	0	0	27	
人件費等	847	407	436	423	0			
減価償却費			145	156	0			
【事務分担当】（%）	10	5	5	5	0			
合計（+ +）	862	407	581	579	0	0	27	
特定財源								
国								
都								
その他								
一般財源	862	407	581	579	0	0	27	
実績の推移	事項名							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
貸付件数	1	0	0	0	0	0	1	

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
役務費	郵送料（通知書）	0	役務費	郵送料（通知書）	0	役務費	郵送料（通知書）	1
貸付金	貸付金	0	貸付金	貸付金	0	貸付金	貸付金	26

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	貸付件数（件）	0	0	0	1		

問題点・課題 （指標分析）	制度開始以来ケアマネージャー等への周知やチラシの配布を行ってきた。数件の相談はあるが、高額介護サービス費の限度額を超えるサービスを利用するケースがないため制度の利用に至らない。
	（実施 18 区 未実施 4 区 不明 0 区） 未実施：千代田区、中央区（社協にて生活福祉資金貸付制度あり）、北区、練馬区
他区の実況	

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
	チラシの改良やホームページの標記の見直しを通じて、制度周知を行う。	チラシの改良やホームページの標記の見直しを通じて、制度周知を行う。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	条例事業であり、セーフティネットとして制度を維持する。

議 会 要 旨 状	
-----------------------	--

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-04-02	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	介護予防強化推進事業費		部課名	福祉部介護保険課	課長名	古瀬	
			担当者名	秋元	内線	2436	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-97-98	介護予防強化推進事業					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	24年度	根拠	市町村介護予防強化推進事業実施要綱、荒川区介護予防強化推進事業実施要綱		
終期設定	有	無	25年度	法令等			
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-04	介護保険サービスの基盤整備				
目的	要支援者等に必要な予防サービス及び生活支援サービスを明らかにするために、サービスニーズの把握、必要なサービスの実施、効果の計測及び課題の整理。						
対象者等	南千住・尾久地域居住の新規要介護認定者で、平成24年10月以降に介護保険サービスの利用を開始した、要支援1、要支援2、要介護1、要介護2の者 南千住・尾久地域居住の一次予防事業対象者、二次予防事業対象者						
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・国のモデル事業を活用し、要支援者等に対する専門職によるサービスニーズの把握と従来の予防サービス・生活支援サービスに加え、新たな支援メニューの提供を行った。 ・一定期間支援を行った後に日常生活行為の評価や利用者の満足度を調査し、サービス効果測定と課題整理を行い荒川区の介護予防事業の強化を図った。 <p>【主な支援メニュー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防プログラム（2か所）：簡単な筋力トレーニング等を含む運動プログラム ・地域活動移行支援型通所事業：脳力トレーニング、運動機能向上、低栄養及び栄養改善、口腔機能向上 ・専門職における訪問アセスメント及び指導：自立支援に向けた助言・提案等 ・介護予防・生活支援サービス事業（2か所）：自立した生活に必要な家事援助等の相談・支援 						
経過	<p>平成24年8月 比較群（介護保険サービスを利用し、評価のみを行う方）に対する調査を開始</p> <p>平成24年10月 介入群（モデル事業に参加する方）に対する調査・サービス提供を開始</p> <p>平成25年9月 介護予防・生活支援サービス事業を除く支援メニューの提供終了</p> <p>平成26年3月 介護予防・生活支援サービス事業の終了</p>						
必要性	国による効果の計測及び課題の整理終了に伴い、平成25年度で事業を終了した。						
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 事業の構築・運営は区直営で行っているが、対象者へのアプローチ・対象者に対するサービスの提供等については委託により実施						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算額		-	-	-	-	34,770	79,390
決算額（26年度は見込み）						10,036	32,237	0
人件費等						3,304	7,069	
減価償却費						1,291	2,873	
【事務分担量】（%）						40	85	
合計（+ +）		0	0	0	0	14,631	42,179	0
特定財源の推移	国					10,036	16,716	0
	都					0	0	0
	その他					0	0	0
	一般財源		0	0	0	0	4,595	25,463
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	事業参加者数	-	-	-	-	44	16	0

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
賃金	臨時職員賃金	0	償還金利息等	平成24年度受入超過額返還	15,473	負担金補助等	（事業終了のためなし）	0
報償費	専門職謝礼	405	委託料	介護予防サービス実施	15,390	使用料等		0
需用費等	消耗品費	4	賃金	臨時職員賃金	919	委託料		0
役務費	郵便料	0	報償費	専門職謝礼	455	役務費		0
委託料	介護予防サービス実施	9,560	負担金補助等		0	需用費		0
使用料	施設使用料	67	役務費		0	賃金		0
負担金補助	補助金等	0	使用料等		0			

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	改善率（介護認定未更新者含む）	-	-	43%	-	-	（25年度で事業終了） 事業終了前後の認定状況の変化
	維持・改善率（介護認定未更新者含む）	-	-	64%	-	-	（25年度で事業終了） 事業終了前後の認定状況の変化

（問題点・課題分析）	今後は、事業効果の計測・分析に基づき、必要かつ効果的な事業については、介護予防・日常生活支援総合事業へ移行し、区内全地域への展開につなげていく必要がある。
	（実施 1 区 未実施 21 区 不明 0 区） 世田谷区において実施。
他区の実況	

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
休止・完了	休止・完了	必要かつ効果的な事業については、介護予防・日常生活支援総合事業へ移行する。

議（要旨）	況
-------	---

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-04-03	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	高齢者住宅改修給付事業	部課名	福祉部介護保険課	課長名	古瀬	担当者名	加藤
				内線	2432		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-02-04	高齢者住宅改修給付事業費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成	元年度	根拠	荒川区高齢者住宅改修給付事業実施要綱			
終期設定	有 無	年度	法令等				
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-04	介護保険サービスの基盤整備				
目的	介護保険対象外となった高齢者について、予防給付としての住宅改修を実施するとともに、要介護・要支援の高齢者についても、介護保険支給対象外の改修種目の給付を行うことにより、高齢者の在宅生活の利便向上と福祉の増進を図る。						
対象者等	介護保険の要介護認定を受けた荒川区内に住所を有する65歳以上の高齢者（所得要件あり）で、自宅での自立した生活を支えるために住宅改修が必要と認められる者。						
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 高齢者住宅改修予防給付（～介護保険と同様の内容）：基準額20万円（介護保険と同額） 手すり取付 床段差解消 滑り防止・移動円滑化等の床材変更 引戸等への取替 洋式便器等への取替 その他付帯工事 2. 高齢者住宅設備改修給付 浴槽の取り替え及びこれに付帯して必要な給湯設備等の工事：基準額 379千円 都の補助基準と同額 流し、洗面台の取り替え及びこれに付帯して必要な給排水設備等の工事：基準額 156千円 都の補助基準と同額 便器の洋式化及びこれに付帯して必要な工事：基準額 106千円 都の補助基準と同額 3. 住宅改修事業者説明会の開催 改修事業者の知識・技能向上と区との連携強化のため区が主催 4. 住宅改修相談員の報償費の支払い 改修事業の運営に当たり住宅状況に適した相談・助言を行う 						
経過	平成 元年度	荒川区高齢者住宅改修費助成事業として開始	種目：浴室改善、便所改善				
	平成 3年度	玄関改善、台所改善、居室改善を種目追加					
	平成 5年度	階段昇降機を種目追加					
	平成 12年度	住宅改修が介護保険に移行実施されるため、予防給付・設備改修給付事業として再編実施（対象は、介護保険非該当者ならびに介護保険給付外の部分）					
必要性	良質かつ安定的な介護サービスの提供が可能となることから必要である。 （指定等事務については、介護保険法第78条の2、第115条の11の規定で定められたもの）						
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 申請 訪問調査 工事計画書の提出 改修費助成決定 工事着工 工事完了 完了調査 助成金支出						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移								
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
予算額		19,494	27,325	30,566	28,809	31,258	48,280	43,424
決算額（26年度は見込み）		19,494	27,203	30,525	28,809	31,202	22,332	43,424
人件費等		6,098	4,072	4,360	4,235	5,783	2,730	
減価償却費				1,453	1,555	2,259	2,873	
【事務分担量】（%）		72	50	50	50	70	85	
合計（+ +）		25,592	31,275	36,338	34,599	39,244	27,935	43,424
特定財源	国	380	375	382	353	0		
	都	9,467	9,219	10,804	14,140	13,964	10,924	21,093
	その他	369	377	191	353	0		
	一般財源	15,376	21,304	24,961	19,753	25,280	17,011	22,331
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	予防給付件数	7	6	16	18	17	18	14
	浴室改修給付件数	39	58	61	61	82	47	104
	流し・洗面台改修給付件数	3	3	2	2	0	2	2
	便所改修給付件数	50	62	70	58	57	47	41

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	専門相談員の報償費	919	報償費	専門相談員の報償費	481	報償費	専門相談員の報償費	1,200
	住宅改修事業者連絡会の謝礼	0		住宅改修事業者連絡会の謝礼	0		住宅改修事業者連絡会の謝礼	23
郵便料			役務費	決定通知等郵送料	3	役務費	決定通知等郵送料	14
扶助費	住宅改修予防給付事業	2,179	扶助費	住宅改修予防給付事業	2,443	扶助費	住宅改修予防給付事業	2,520
	住宅設備改修給付事業	28,104		住宅設備改修給付事業	19,405		住宅設備改修給付事業	39,667

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	予防給付件数	16	17	18	14	-	
	設備改修件数	133	139	96	147	-	

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・制度を有効に活用し、出来るだけ在宅で自立した生活を継続してもらう必要がある。一方で、特に予防給付については認定結果が非該当となった方を対象としているため、給付の必要性を十分に審査した上で、今後の介護予防に資する給付を行うことが重要である。 ・住宅改修と福祉用具を併用する場合があります、用具の選定・使用について相談・フォロー機能の向上（住宅改修・住宅改修関連福祉用具の相談及び研修）を図る必要がある。 ・要介護認定を受ける必要がある上、住宅改修給付の事前の訪問調査も行っていることから、住宅改修の相談から工事着工までの期間をできるだけ短縮する必要がある。
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 都の補助基準と同内容で実施している区と、独自に項目等を追加又は縮小して実施している区がある。 なお、設備改修給付（要介護・要支援の認定を受けた方を対象とした給付）実施は 2 2 区 予防給付（要介護認定結果が自立の方を対象とした給付）実施は 2 0 区

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
	在宅生活の継続及び介護予防につながるよう、引き続き、介護保険制度も踏まえて事業の見直し・改善を行っていく。	在宅生活の継続及び介護予防につながるよう、引き続き、介護保険制度も踏まえて、事業の見直し・改善を行っていく。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
推進	推進	介護予防制度との整合性を図りながら、高齢者の在宅生活の支援を図る。

議会（要旨）	13年一定 住宅改修事業者への適切な指導・助言と研修会の開催について 14年一定 住宅改修事業者への事業PRについて
--------	---

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-04-04	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	訪問介護自己負担額軽減事業	部課名	福祉部介護保険課	課長名	古瀬		
		担当者名	藤澤	内線	2432		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）		01-02-09	訪問介護自己負担金軽減費				
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業	それ以外の継続事業			
開始年度	昭和	平成	12年度	根拠	荒川区の高齢者・障害者ホームヘルプサービス利用者に対する助成事業運営要綱		
終期設定	有	無	年度	法令等			
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-04	介護保険サービスの基盤整備				
目的	訪問介護等を利用する低所得者のうち、荒川区障がい者施策によるホームヘルプサービスを利用していた者に対し、利用者負担の一部を補助し、保健医療の向上、福祉の増進を図ることを目的とする。						
対象者等	低所得者であって、介護保険法施行時に障がい者施策による訪問介護を利用していた要介護者等						
内容	<p>経過措置対象者：生計中心者が所得税非課税である世帯（生活保護受給世帯を除く。）に属する者で、次のいずれかに該当し、かつ、前年度末現在において本事業の対象者である者。</p> <p>（1）要介護者等で、65歳の年齢到達前1年間に障がい者ホームヘルプサービスの利用実績がある者</p> <p>（2）法施行前1年間に高齢者及び障がい者ホームヘルプサービスの利用実績がある者で、65歳以前の障がいの原因とした手帳の交付を受けており、障がい者ホームヘルプサービスの対象となる者</p> <p>（3）特定疾病による要介護者等で40歳から64歳までの者</p>						
経過	<p>経過措置対象者</p> <p>【利用者負担割合】</p> <p>平成19年6月まで：3%（区助成率7%、財源は国1/2、都1/4、区1/4）</p> <p>平成20年6月まで：6%（区助成率4%、財源は国1/2、都1/4、区1/4）</p> <p>平成20年7月から：3%（区助成率7%）</p> <p>国の特別対策としての本制度は平成20年6月末をもって終了したが、それ以降についても、区単独事業として助成を継続している。（生活保護受給者を除く。）</p>						
必要性	障害者が自立した尊厳ある生活を営むために、急激な変化を緩和する措置として必要である。						
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>利用者は訪問介護事業者に10%のうち3%の利用料を支払い、事業者が月毎に取りまとめて区に申請。区は内容を審査し事業者に7%を支払う。</p>						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額	3,341	4,062	3,008	2,354	1,801	1,749	1,744	
決算額（26年度は見込み）	3,093	2,512	2,228	1,825	1,576	1,304	1,744	
人件費等	1,694	814	1,308	0	413			
減価償却費			436	0	161			
【事務分担量】（%）	20	10	15	0	5			
合計（+ +）	4,787	3,326	3,972	1,825	2,150	1,304	1,744	
特定財源								
国	1,547							
都	774							
その他								
一般財源	2,466	3,326	3,972	1,825	2,150	1,304	1,744	
実績の推移	事項名							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
高齢者分（千円）								
経過措置対象者分（千円）保険給付費分	507							
経過措置対象者分（千円）区単独補助分	2426	2413	2189	1798	1556	1285	1712	
審査支払手数料（千円）	99	1	0					

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
一般需要	事務用消耗品	2	需用費	事務用消耗品	2	需用費	事務用消耗品	3
役務費	郵送料（通知書）	18	役務費	郵送料（通知書）	17	役務費	郵送料（通知書）	28
負担金	負担金軽減費	1,556	負担金	負担金軽減費	1,285	負担金	負担金軽減費	1,713

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
	助成件数（件）	413	322	224	310		
標	認定者数	38	32	26	25		年度末の認定者数

（問題点・課題 指標分析）	毎月、訪問介護サービス事業者が代理申請する方式を採用しているが、申請額が少額の事業者もあり、事業者にとって手続きが煩雑になっている。また申請の担当者が変わり、引き継ぎがなく申請が滞る場合もあるため、確認が必要である。
	（実施 1 区 未実施 21 区 不明 0 区） 台東区
他区の実況	

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
	適切な時期に請求を行えるよう事業者への周知を図る。	適切な時期に請求を行えるよう事業者への周知を図る。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
推進	推進	低所得の障がい者の日常生活を支援するために必要である。

議（要旨）	況問状
-------	-----

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需要費	事務用消耗品	0	需用費	事務用消耗品	0	需用費	事務用消耗品	1
役務費	郵送料（通知書）	3	役務費	郵送料（通知書）	7	役務費	郵送料（通知書）	12
負担金	負担金軽減費	175	負担金	負担金軽減費	340	負担金	負担金軽減費	272

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	助成件数（件）	62	64	44	39		
	認定者数	9	13	19	18		

（問題点・課題 分析）	本制度においては、対象者がサービスを利用した場合、一旦、自己負担額（10%）全額を負担しなければならず、同様の目的である「訪問介護負担額軽減事業」の利用者と比較すると負担が大きい。また、本人が3ヶ月毎に申請するので漏れが生じる。
	（実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
	適切な時期に請求を行えるよう、利用者への周知を図る。	適切な時期に請求を行えるよう、利用者への周知を図る。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
推進	推進	障がい者関連施策上必要な手段である。

議 会 要 旨 状	
-----------------------	--

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-04-06	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	介護保険サービス利用者負担軽減事業	部課名	福祉部介護保険課	課長名	古瀬	担当者名	青木
				内線	2432		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-02-11	介護保険サービス利用者負担軽減費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業	それ以外の継続事業			
開始年度	昭和	平成	13年度	根拠法令等	利用者負担額減額制度実施要綱・補助要綱		
終期設定	有	無	年度				
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-04	介護保険サービスの基盤整備				
目的	要介護・要支援認定者のうち、低所得者で特に生計を営むことが困難である者及び生活保護受給者に対し、国の特別対策である「社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業」、都制度である「介護保険サービス提供事業者による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業」により、利用者負担額を軽減することを目的とする。						
対象者等	要介護・要支援認定者で区民税非課税世帯に属し、特に生計を営むことが困難で、要件をすべて満たす者及び生活保護受給者						
内容	1 軽減対象サービス・・・（一般）2.5サービス（生活保護受給者）4サービス ただし、訪問介護利用負担減額認定を受けている人の「訪問介護」は軽減対象外 2 軽減制度による本人負担割合：3/4（軽減分1/4） （生活保護受給者については、居住費（滞在費のみ）利用者負担額の全額（100/100）） 3 軽減分負担割合：（社会福祉法人等の場合） ・申請事業者1/2 ・国1/4 ・都1/8 ・区1/8 （その他の事業者の場合） ・申請事業者1/2 ・都1/4 ・区1/4						
経過	平成14年1月 軽減措置開始（利用者負担割合1/2、軽減割合1/2） 平成15年7月 制度改正により、対象要件、対象利用負担額の変更 平成17年10月 制度改正により、対象サービス、負担割合変更 （本人負担割合を3/4とする（老齢福祉年金受給者は1/2）） 平成23年4月 制度改正により、対象要件、対象利用負担額の変更 （生活保護受給者は一部施設サービスを利用した際の居住費（滞在費）は全額軽減対象とする） 平成24年4月 制度改正により、対象サービスの変更 平成25年10月 制度改正により、生活扶助基準見直しに伴う特例措置開始						
必要性	低所得者で生計を営むことが困難な者に対する自己負担分の負担軽減を図り、その生活の安定を図る上で必要性が高い。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 利用者の申請に基づき対象者に決定通知・認定証を交付する。証を提示することで軽減を受ける。 社会福祉法人、事業者は区に対し（年2回）、区は都に対し（年1回）補助金を請求する。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額	2,516	2,072	2,219	2,247	7,417	8,106	2,162	
決算額（26年度は見込み）	2,027	1,967	1,959	2,242	2,235	2,064	2,162	
人件費等	1,694	1,629	1,744	1,694	1,239	1,248		
減価償却費			581	622	484	507		
【事務分担量】（%）	20	20	20	20	15	15		
合計（+ +）	3,721	3,596	4,284	4,558	3,958	3,819	2,162	
特定財源	国							
	都	995	1,169	1,065	1,135	2,026	1,692	
	その他							
一般財源	2,726	2,427	3,219	3,423	1,932	2,127	912	
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	社会福祉法人等（千円）	1189	1294	1316	1672	1562	1705	
	介護サービス提供事業者（千円）	685	601	486	499	388	309	

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	窓あき封筒	2	需用費	窓あき封筒等	35	需用費	窓あき封筒	3
役務費	郵送料（通知書）	16	役務費	郵送料（通知書）	15	役務費	郵送料（通知書）	25
負担金	軽減補助金	1,949	負担金補助等	軽減補助金	2,014	負担金補助等	軽減補助金	2,134
償還金	H23償還金	268						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	軽減制度認定者数	78	80	77	101		年度未認定者
	軽減制度申出社会福祉法人 ()は区内	55(44)	57(46)	62(46)	61(46)		
	軽減制度申出事業所数 ()は区内	80(67)	83(70)	84(71)	84(71)		

（問題点・課題分析）	潜在的な制度対象者に対して、申請者数が少ないと思われる。補助額に比して事務手続きが煩雑であり、事業者の負担となっている。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 社会福祉法人22区、事業者17区で実施（H25.7状況）

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
	チラシ改良、窓口での勧奨を通じ、対象者への制度周知を強化して、利用者の増加を図る。	チラシ改良、窓口での勧奨を通じ、対象者への制度周知を強化して、利用者の増加を図る。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	介護保険制度を補う国・都の補助事業であり、利用者負担軽減に直接寄与するものである。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-04-07	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	介護保険施設等における食費・居住費に対する補助事業	部課名	福祉部介護保険課	課長名	古瀬		
		担当者名	石野	内線	2432		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）		01-02-15	介護保険施設等における食費・居住費に対する補助事業				
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	21年度	根拠	荒川区介護保険施設等における食費居住費等負担額軽減補助金交付要綱		
終期設定	有	無	年度	法令等			
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-03	高齢者の在宅生活の支援				
目的	利用者負担第1段階から第3段階まで（本人及び世帯非課税）の低所得者に対する、食費・居住費の補足給付（特定入所者介護サービス費）の対象とならない者で、一定所得水準以下の低所得者の負担を軽減するため、食費・居住費の一部を補助する。						
対象者等	本人が区民税非課税（世帯課税）で、世帯の課税合計所得金額が500万以下のうち、要件を満たす者。（生活保護受給者を除く）						
内容	(1) 補助対象経費 ・ 介護保険施設及び認知症対応型共同生活介護の食費・居住費 ・ 短期入所生活（療養）介護及び小規模多機能型居宅介護の泊まりサービスに係る食費・滞在費 (2) 補助単価 ・ 第4段階 介護保険施設及び短期入所生活（療養）介護：500円/日 認知症対応型共同生活介護及び小規模多機能型居宅介護の泊まりサービス：250円/日 ・ 第3段階 認知症対応型共同生活介護及び小規模多機能型居宅介護の泊まりサービス：500円/日 ・ 第2段階 認知症対応型共同生活介護及び小規模多機能型居宅介護の泊まりサービス：1,000円/日 ・ 第1段階 認知症対応型共同生活介護及び小規模多機能型居宅介護の泊まりサービス：1,000円/日						
経過	【平成21年度】新規事業として開始 【平成24年度】介護保険課から高齢者福祉課へ事務移管 【平成26年度】高齢者福祉課から介護保険課へ事務移管						
必要性	・ 利用者負担第4段階の中でも、所得等に応じた軽減策が必要であること。 ・ 施設の空きがないなどの理由により、やむを得ず補足給付対象外施設である認知症対応型共同生活介護等を利用する者への配慮が必要であること。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額		37,924	49,460	38,090	44,123	35,527	31,374	
決算額（26年度は見込み）		18,425	32,728	27,586	30,433	28,701	31,374	
人件費等		1,629	1,308	1,270	948	2,911		
減価償却費			436	467	1,147	1,183		
【事務分担量】（%）		20	15	15	35	35		
合計（+ +）	0	20,054	34,472	29,323	32,528	32,795	31,374	
特定財源								
国								
都								
その他								
一般財源	0	20,054	34,472	29,323	32,528	32,795	31,374	
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	対象者数（施設・SH）（）は実人数		184	186（154）	128（107）	190（138）	167（107）	205
	対象者数（GH・小規模）（）は実人数		82	88（80）	78（62）	91（79）	117（95）	106

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	事務用消耗品等	2	需用費	事務用消耗品等	0	需用費	事務用消耗品等	20
役務費	決定通知送付用	96	役務費	決定通知送付用	101	役務費	決定通知送付用	181
負担金補助	食費・居住費に対する補助	30,335	負担金	食費・居住費に対する補助	28,600	負担金	食費・居住費に対する補助	31,173

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	対象者数 (3施設・短期入所)	128(107)	190(138)	152(107)	205	-	
	対象者数 (GH・小規模)	78(62)	91(79)	114(95)	106	-	

問題点・課題 (指標分析)	本事業の根幹である特定入所者介護サービス費（負担限度額）を含めた、介護保険法制度改正の内容を注視する必要がある。
	（実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区） 類似施策を実施（利用者負担第4段階の方の特例減額：文京区・台東区・江東区・渋谷区） （グループホーム利用者への補助：奥多摩町）
他区の実況	

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
介護保険法改正内容を踏まえ、事業の見直しを検討する。	介護保険法改正の主旨に沿って、事業の見直しを行う。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	介護保険の特定入所者介護サービス費の制度改正内容を見極めつつ、引き続き実施する。

議 会 要 旨 問 状	
----------------------------	--

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-04-08	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	地域密着型サービス事業所の整備	部課名	福祉部介護保険課	課長名	古瀬	担当者名	丸田
				内線	2436		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-13-01	地域密着型サービス拠点等整備費補助					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）			建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	18年度	根拠	介護保険法、荒川区地域密着型サービス事業者の指定等に関する規則、整備費補助金交付要綱		
終期設定	有	無	年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準			計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-04	介護保険サービスの基盤整備				
目的	地域密着型事業所を整備する際の経費の一部補助、事業所の指定及び更新等を行い、区内における地域密着型サービス提供基盤を確保し、高齢者が要介護状態となっても可能な限り住み慣れた地域で安心して介護サービスの提供を受けることができるようにすることを目的とする。						
対象者等	地域密着型サービス事業所を運営又は運営しようとする事業者						
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域密着型サービス事業所の指定・更新及び補助等 指定後の適正で安定的なサービス提供を図るため、公募を実施し、補助金を活用しつつ整備を行う。指定後については適宜（又は更新時）実地指導等を行う。また変更届に対し審査を実施する。 2 地域密着型サービス運営委員会（介護保険運営協議会）の設置 サービス事業者の適正な運営を確保するために、運営委員会を設置し、必要事項を協議する。 3 監査（実地検査）の実施【再掲 07-04-16参照】 必要に応じて監査を実施し、勧告・命令・指定取消し等の措置を実施する。 4 運営推進会議 利用者、家族、地域住民の代表者等により構成される運営推進会議の開催を支援する。 5 区外指定事業所及び区外みなし指定事業所について 荒川区民が区外地域密着型サービス事業所を利用する場合に、相手方自治体同意のもと指定を行う。 						
経過	<p>平成18年4月 介護保険法改正 「地域密着型サービス」の創設、区市町村による指定開始</p> <p>平成18年9月 補助金交付要綱制定</p> <p>平成23年3月 補助金交付要綱一部改正</p> <p>平成24年9月 補助金交付要綱一部改正</p> <p>平成24年12月 補助金交付要綱一部改正</p> <p>平成25年7月・平成26年1月 補助金交付要綱一部改正</p> <p>平成26年3月末事業所数</p> <p>認知症対応型通所介護 11か所 小規模多機能型居宅介護 4か所</p> <p>地域密着型介護老人福祉施設 1か所</p> <p>認知症対応型共同生活介護 12か所</p> <p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護 1か所</p>						
必要性	適正な介護サービスの提供が可能となることから必要である。 （指定等事務については、介護保険法第78条の2、第115条の11の規定で定められたもの）						
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 事業者と事業を進めるための事前協議 「地域介護・福祉空間整備等交付金」・「都補助金」申請 交付決定 事業者への補助実施 指定申請手続き 指定決定						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額	63,800	205,700	222,500	450,306	873,565	869,974	886,092	
決算額（26年度は見込み）	54,400	12,538	5,950	202,126	147,392	13,788	886,092	
人件費等	2,626	2,443	3,924	9,316	7,435	6,238		
減価償却費			1,307	3,421	2,904	2,535		
【事務分担量】（%）	31	30	45	110	90	75		
合計（+ +）	57,026	14,981	11,181	214,863	157,731	22,561	886,092	
特定財源								
国	地域介護・福祉空間整備等交付金	10,000	8,550	4,140	0	3,301	10,000	0
都	介護基盤緊急整備等臨時特例交付金等	42,200	991	1,505	202,126	136,369	3,054	781,725
その他								
一般財源	4,826	5,440	5,536	12,737	18,061	9,507	104,367	
実績の推移								
	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	地域密着型整備費補助件数（年度ごと累計）	4	4	5	10	13	15	29
	グループホーム防火対策緊急整備(件)	1	2	1	0	0	0	0
	地域密着型事業所数	17	19	19	24	28	29	43

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	選定委員会外部委員報償費	198	負担金補助等	定期巡回・随時対応整備	10,000	負担金補助等	地域密着型事業所整備	885,850
需用費	選定委員会食糧費	3		小規模多機能整備	3,708	報償費	選定委員会外部委員報償費	238
負担金補助等	認知症グループホーム整備	62,000	報償費	選定委員会外部委員報償費	79	需用費	選定委員会食糧費	4
	小規模多機能型居宅介護整備	42,642	需用費	選定委員会食糧費	1	償還金利息等		0
	施設開設準備経費補助	39,248						
	定期巡回・随時対応型訪問介護・看護	3,301						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	新規指定地域密着型事業所数	5	7	2	14	-	各年度末時点
	廃止・休止地域密着型事業所数	0	3	1	0	-	各年度末時点
	地域密着型事業所数	24	28	29	43	-	各年度末時点（累計）

（問題点・課題分析）	一部のサービスについて、個人の状態にあった利用が進んでいない。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
	ケアマネジャーに地域密着型事業所の適切な利用を促す。	ケアマネジャーに地域密着型事業所の適切な利用を促す。
	第三次一括法により介護予防支援事業所の運営基準等が条例委任されるため、条例を制定する。	介護予防支援事業所の運営基準等を定めた条例について、実状にあっていのかどうか検討を行う。
	地域ごとの偏在解消、サービスの質の担保、プランに基づく計画的整備を行うため、効果的な誘導方法の検討を行う。	地域ごとの偏在解消、サービスの質の担保、プランに基づく計画的整備を行うため、効果的な誘導方法の検討を行う。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
重点的に推進	重点的に推進	地域密着型サービスの充実、区民が要介護状態になってもできる限り住み慣れた地域で生活するために必要不可欠な介護保険サービスである。

況議 （要質 問旨 問状）	H18.3定	認知症高齢者のグループホームや高齢者住宅のきめ細かい設置について
	H21.2定	地域密着型サービスのうち小規模多機能型居宅介護の拡充について
	H21.3定	都営住宅を活用した認知症高齢者グループホームの設置について

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-04-09	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	介護サービス事業所人材育成補助事業	部課名	福祉部介護保険課	課長名	古瀬	担当者名	丸田
				内線	2436		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-15-01	介護サービス人材確保事業費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業	それ以外の継続事業			
開始年度	昭和	平成	21年度	根拠法令等	荒川区介護サービス事業所人材育成事業補助金交付要綱		
終期設定	有	無	年度				
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-04	介護保険サービスの基盤整備				
目的	区内の介護サービス事業所がその事業所に勤務する者に実務者研修を受講させる場合に、事業所が負担した費用に対して補助を行うことにより、事業所の経費負担の軽減を図り、もって事業所が質の高い介護サービスを安定的・継続的に提供できる基盤を整備する。						
対象者等	区内で1年以上事業実績のある事業所を有する指定介護サービス事業者等						
内容	実務者研修に要する補助 要件：区内で1年以上事業実績のある事業所の介護従業者等でサービス提供責任者、主任介護職員等の就任予定者が、実務者研修を修了した場合 内容：実務者研修受講料の全額を補助（上限額：1人につき18万円）						
経過	平成21年度 事業開始 平成22年度 補助対象に介護職員基礎研修を追加 平成24年度 訪問介護員2級資格取得後に退職する者が多かったため、補助対象から訪問介護員2級を廃止 平成25年度 国が訪問介護員1級と介護職員基礎研修を実務者研修に一本化したため、補助対象を実務者研修に一本化						
必要性	質の高い介護サービスを実現するために、区内介護サービス事業所の質の高い人材育成を支援することは必要である。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額		6,800	3,800	3,800	1,800	900	1,260	
決算額（26年度は見込み）		1,428	2,645	1,025	1,133	0	1,260	
人件費等		2,443	1,744	508	0	416		
減価償却費			581	187	0	169		
【事務分担当】（%）		30	20	6	0	5		
合計（+ +）	0	3,871	4,970	1,720	1,133	585	1,260	
特定財源								
国								
都								
その他								
一般財源	0	3,871	4,970	1,720	1,133	585	1,260	
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	実務者研修修了者（人）		-	-	-	-	0	7
	基礎研修修了者・1級取得者（人）		2	8	3	9	廃止	廃止
	2級取得者（人）		13	18	8	廃止	廃止	廃止

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助及び交付金	基礎研修・1級取得補助	1,133	負担金補助等	実務者研修取得補助	0	負担金補助等	実務者研修取得補助	1,260

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	実務者研修修了者	-	-	0(0)	7(7)	7(14)	本事業により資格を取得した者の数（）内は累計数
	介護職員基礎研修修了者	3(7)	9(16)	-	-	-	本事業により資格を取得した者の数（）内は累計数
	訪問介護員1級取得者	0(6)	0(6)	-	-	-	本事業により資格を取得した者の数（）内は累計数

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> 現在の国の養成研修課程の内容では、事業者者に職員に実務者研修を受講させる動機が生じにくい。 補助対象と補助上限額の再検討が必要である。
	他区の実況 （実施 6 区 未実施 16 区 不明 0 区） 補助対象資格は介護福祉士や訪問介護員2級等

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
補助対象と補助上限額の検討を行う。	補助対象と補助上限額の見直しを行う。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
推進	改善・見直し	介護人材のスキルアップを図るため、事業内容の改善・見直しを行う。

（議会要旨）	H20.3定	介護事業者、介護従事者への支援について
	H20.4定	介護労働者への財政的支援について 介護現場の実態調査を行い、労働条件を改善することについて

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-04-10	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	介護サービス事業者専門指導事業	部課名	福祉部介護保険課	課長名	古瀬		
		担当者名	丸田	内線	2436		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）		01-16-01	介護サービス事業者専門指導事業				
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 20 年度		根拠				
終期設定	有 無 年度		法令等				
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分		計画 非計画		
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-04	介護保険サービスの基盤整備				
目的	区内介護サービス事業所に対し、労務・税務・会計等の専門性の高い分野の集団指導を行うことにより、介護サービス事業所の適切な事業所運営を促す。						
対象者等	区内介護サービス事業所						
内容	1 相談の種類及び実施方法等 集団指導 専門家（税理士・社会保険労務士等）による法令遵守等の指導 1回当たり2時間予定 講師謝礼単価 13,000円/時						
経過	平成20年10月 事業開始（個別指導のみ） 平成22年度 法律相談を廃止したことで、個別指導だけでなく、集団指導も追加した。 平成23年度 個別による指導で、一定の改善がみられたことから税務相談・労務管理相談・経営指導を廃止し個別指導を終了。以降、集団指導のみの対応とした。（平成23年度の集団指導については、労働基準監督署職員による指導のため報酬発生せず） 平成24年度 介護報酬の改定に伴い、サービス種別ごとに説明会を開催した。（職員が講師として説明を行ったため報酬発生せず） 平成25年度 専門家を講師として、消費増税による介護報酬改定に関する説明会を開催した。						
必要性	区内の介護事業者がより質の高い介護サービスを提供するためには、介護保険法に基づく実地指導とあわせて、事業所運営に欠かせない、労務、税務等の専門性の高い分野の知識習得を積極的に支援する必要がある。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） ・東京都の区市町村指導検査体制整備補助事業（平成20年度～22年度）を活用（補助率 平成20年度：10/10、平成21.22年度：1/2）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額	807	1,420	1,090	52	52	52	52	
決算額（26年度は見込み）	337	584	328	0	0	26	52	
人件費等		4,072	3,924	508	413	416		
減価償却費			1,307	187	161	169		
【事務分担当】（%）		50	45	6	5	5		
合計（+ +）	337	4,656	5,559	695	574	611	52	
特定財源	国							
	都	区市町村指導検査体制整備補助金	337	291	164			
	その他							
一般財源	0	4,365	5,395	695	574	611	52	
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	集団指導（件数）	0	0	2	1	6	1	2
	税務相談（件数）	5	10	11	廃止	廃止	廃止	廃止
	労務管理相談（件数）	2	6	11	廃止	廃止	廃止	廃止
	労務管理・経営診断（件数）	4	5	0	廃止	廃止	廃止	廃止

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	相談謝礼	0	報償費	講師謝礼	26	報償費	講師謝礼	52

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	集団指導件数	2	1	6	2	2	

（問題点・課題分析）	・他事業でも介護事業所向け指導を行っており、連携を図る必要がある。
	（実施 0 区 未実施 0 区 不明 22 区）
（状況の実）	

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
事業者向け研修や地域ケア会議等と連携して、その効果を補完するために必要なテーマについて検討し実施していく。なお、当該事業は、27年度以降事業者支援・指導事業に移行して実施する。	平成26年度までの実施テーマ・内容や国の制度改正の動向を踏まえ実施する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	適切な介護サービス提供を実現するには、介護サービス提供事業者が制度変更に円滑に対応できるよう支援する必要がある。

（議会要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-04-11	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	小規模多機能型居宅介護事業者支援補助	部課名	福祉部介護保険課	課長名	古瀬		
		担当者名	丸田	内線	2436		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）		01-18-01	小規模多機能型居宅介護事業者支援補助				
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	22年度	根拠	荒川区小規模多機能型居宅介護サービスの試行利用に係る補助金交付要綱		
終期設定	有	無	年度	法令等			
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-04	介護保険サービスの基盤整備				
目的	小規模多機能型居宅介護サービスの試行的利用（保険給付対象外）を希望する要支援者及び要介護者を受け入れる事業者に対して、これに係る経費（通いサービス及び泊まりサービス）について補助を実施することにより、地域密着型サービスとしての小規模多機能型居宅介護サービスの一層の利用促進を図る。						
対象者等	荒川区内に小規模多機能型居宅介護サービス事業所を有する介護保険サービス事業者で、かつ、事業所を開設した日から起算して3年を経過していない事業所						
内容	〔補助対象者〕 荒川区内に小規模多機能型居宅介護サービス事業所を有する介護保険サービス事業者 〔補助対象経費〕 小規模多機能型居宅介護サービス経費（通いサービス・泊まりサービス）。ただし、試行の当初利用予定日から7日間のうち、4日を限度とする。（ただし、1月当たり登録定員の1割（小数点以下端数切上げ）を超えない範囲とする。） 〔補助額〕 試行利用する者の要介護度に応じた金額に、試行利用に係る日数を乗じる。 要支援1 1,500円 要支援2 2,800円 要介護1 4,000円 要介護2 5,800円 要介護3 8,200円 要介護4 9,100円 要介護5 10,000円						
経過	平成22年度 事業開始 平成24年度 補助対象の事業所を開設から3年を経過していない事業所に限定						
必要性	小規模多機能型居宅サービスは、利用者へ同時に複数のサービス（通所、訪問、宿泊）を提供できる介護サービス事業所であることから、利用促進を図る必要がある。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	(単位：千円)								
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		
予算額			1,009	788	522	522	337		
決算額（26年度は見込み）			28	29	23	24	337		
人件費等			1,308	508	413	416			
減価償却費			436	187	161	169			
【事務分担量】（%）			15	6	5	5			
合計（+ +）	0	0	1,772	724	597	609	337		
特定財源									
国									
都									
その他									
一般財源	0	0	1,772	724	597	609	337		
実績の推移	事項名		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	試行的利用の利用者数（人）				3	4	1	2	29

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助及び交付金	小規模事業者支援補助	23	負担金補助等	小規模事業者支援補助	24	負担金補助等	小規模事業者支援補助	337

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	試行的利用者数（延べ人数）	4(6)	1(4)	2(5)	33(46)	33(46)	()内は試行利用延べ日数
	本利用に至った利用者数	2	0	2	33	33	
	小規模多機能サービス利用件数 （事業所数）	35(2)	50(3)	79(4)	257(13)	-	各年度3月審査時点

（問題点・課題 分析）	居宅介護支援事業者の小規模多機能型居宅介護サービスに対する理解が不足している。 本事業の趣旨を踏まえた補助内容の検討・見直しが必要である。
	（実施 0 区 未実施 0 区 不明 22 区）
他区の実 状況	

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
	小規模多機能事業者だけでなく、ケアマネジャーにも本制度の周知を図り、ケアプランに盛り込みやすくする。	小規模多機能事業者だけでなく、ケアマネジャーにも本制度の周知を図り、ケアプランに盛り込みやすくする。
	本事業の趣旨を踏まえ、補助内容の検討を行う。	平成26年度までの検討を踏まえ、補助内容を見直す。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	地域密着型サービスとしての小規模多機能型居宅介護サービスの一層の利用促進のために必要である。

議 会 要 旨 状	H21.2定 小規模多機能型居宅介護サービスの独自支援策について
-----------------------	----------------------------------

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-04-12	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	介護保険サービス永年勤続従業者表彰	部課名	福祉部介護保険課	課長名	古瀬	担当者名	秋元
				内線	2436		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-19-01	介護保険サービス従事者功労者表彰事業					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業	それ以外の継続事業			
開始年度	昭和	平成	22年度	根拠	荒川区介護保険サービス永年勤続従業者表彰事業実施要綱		
終期設定	有	無	年度	法令等			
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-04	介護保険サービスの基盤整備				
目的	介護保険サービス事業所において、長年にわたり介護保険サービスに従事し、地域の高齢者福祉の増進のために尽力したサービス従業者を表彰することで、介護保険サービス従業者の意欲向上と、社会的評価の向上に資することを目的とする。						
対象者等	次に掲げる要件を全て満たす者 指定介護保険サービス事業所に、平成12年4月1日以降継続して10年以上勤務している者 利用者に直接、介護保険サービスを行う者で、事業所の管理者の推薦を受けた者						
内容	平成22年度 表彰状及び記念品の授与、事業者向け講演会を実施 平成23年度～ 表彰状及び記念品の授与及び祝賀会						
経過	平成22年度 11月11日「介護の日」に合わせて事業実施 平成23年度 継続事業として3月23日実施 平成24年度 継続事業として10月23日に実施 平成25年度 継続事業として10月15日に実施 平成26年度 継続事業として10月14日に実施（予定）						
必要性	区内の質の高い介護サービス確保のため、区内介護サービス事業所で優秀な介護サービス従事者が長く勤務し、区内で介護サービスを提供してもらうことが重要であるが、従業者の勤労意欲向上に資すること及び事業者の意欲向上を図るため、節目事業ではなく、通年事業として実施が必要である。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	(単位：千円)								
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		
予算額			808	598	639	617	589		
決算額（26年度は見込み）			480	506	416	369	589		
人件費等			2,180	2,964	413	416			
減価償却費			726	1,089	161	169			
【事務分担当】（%）			25	35	5	5			
合計（+ +）	0	0	3,386	4,559	990	954	589		
特定財源									
国									
都									
その他									
一般財源	0	0	3,386	4,559	990	954	589		
実績の推移	事項名		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	表彰者数（人）				63	53	50	65	65（予定）
	講演会参加者数（人）				77				

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	演奏会奏者謝礼	55	需用費	記念品・表彰状等	169	需用費	記念品・表彰状等	241
需用費	記念品・表彰状	169	委託料	会場設営等委託	119	委託料	会場設営等委託	237
	その他消耗品	34	報償費	演奏会奏者謝礼	44	報償費	演奏会奏者謝礼	55
役務費			役務費	部分筆耕等	21	役務費	部分筆耕等	32
委託料	会場設営等委託	140	使用料等	会場使用料等	16	使用料等	会場使用料等	24
使用料	会場使用料等	18						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	表彰対象者数（人）	53	50	65	65	65	

（問題点・課題分析）	被対象者数については、事業を重ねてきたことによる減要因と民間事業所数の増加に伴う増要因とがあるため、数の推移を予測することが困難である。
	（実施 4 区 未実施 18 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
表彰対象者人数の実態を確認しながら、実施頻度や会場規模等、事業の実施方法を検討していく。	表彰対象者人数の実態を確認しながら、実施頻度や会場規模等、事業の実施方法を検討していく。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	従業者の意欲向上及び社会的評価の向上につながる事業である。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-04-13	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	賦課・収納事務費	部課名	福祉部介護保険課	課長名	古瀬		
		担当者名	渡辺	内線	2441		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）		01-03-01	賦課・収納事務費				
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 12年度		根拠法令等	介護保険法 荒川区介護保険条例			
終期設定	有 無						
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-04	介護保険サービスの基盤整備				
目的	荒川区の高齢者を支える介護保険事業の安定的運営のため、財政基盤を確立・維持する。						
対象者等	介護保険第1号被保険者...荒川区に被保険者資格を有する65歳以上の者（外国人を含む） 47,672人（26年3月末現在） （うち外国人被保険者 1,053人 住所地特例者 323人）						
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 被保険者の資格取得及び喪失に関する事務 2 被保険者証に関する事務 3 介護保険料の賦課及び減免に関する事務 <ol style="list-style-type: none"> (1) 介護保険料納入通知書の送付 (2) 災害等により、損害を受けた場合の減免及び低所得者（第3段階）を対象とした介護保険料（第1号被保険者）の減額に関する事務 4 介護保険料の徴収に関する事務 5 介護保険料の滞納整理に関する事務 6 介護保険料の徴収嘱託及び受託に関する事務 						
経過	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成9年12月 介護保険法公布 2 平成12年4月 介護保険法施行 国の特別対策により次のように保険料が減額となった。 ・平成12年4月～平成12年9月・・・全額免除 ・平成12年10月～平成13年9月・・・1/2減額 ・平成13年10月・・・全額納付開始 3 平成14年4月 荒川区介護保険条例の一部改正（低所得者を対象とした介護保険料の減額制度開始） 4 平成15年4月 荒川区介護保険条例の一部改正（第2期介護保険料設定） 5 平成18年4月 荒川区介護保険条例の改正（第3期介護保険料設定）及びシステム変更 6 平成21年4月 荒川区介護保険条例の改正（第4期介護保険料設定及び暫定賦課の見直し） 7 平成24年4月 荒川区介護保険条例の改正（第5期介護保険料設定）及びシステム変更 						
必要性	介護保険法の規定により必須の事業						
実施方法	（2直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 介護保険料賦課・徴収：当該年度住民税課税状況等の決定を受け、年間保険料を算定。納付書払の普通徴収若しくは年金天引きの特別徴収により徴収。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算額			18,627	21,087	20,000	27,034	25,808	25,107
決算額（26年度は見込み）			12,529	13,639	14,363	22,759	19,900	23,907	28,910
人件費等			54,592	47,235	50,576	49,120	44,014	49,052	
減価償却費					16,849	18,038	19,362	22,139	
【事務分担量】（%）			673	580	580	580	600	655	
合計（+ +）			67,121	60,874	81,788	89,917	83,276	95,098	28,910
特定財源	国		0	0	0	0	0	0	0
	都		0	0	0	0	0	0	0
	その他	一般会計繰入金等	67,121	60,874	81,788	89,917	83,276	95,098	28,910
	一般財源		0	0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	被保険者数 / 年度末		43352	44046	44054	44827	46426	47672	47845
	増加率(%)		2.5	1.6	0	1.7	3.4	2.6	0.3
	保険料収納率 現年分(%)		96.7	96.7	97.1	97.2	97.0	97.2	97.1
	保険料収納率 滞納繰越分(%)		15.0	14.8	16.9	23.4	17.8	17.7	23.4

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	徴収嘱託員報酬	1,225	報酬	徴収嘱託員報酬	529	報酬	徴収嘱託員報酬	897
	事務嘱託員報酬	6,497		事務嘱託員報酬	6,626		事務嘱託員報酬	6,670
共済費	事務嘱託員社会保険料等	1,008	共済費	事務嘱託員社会保険料等	1,032	共済費	事務嘱託員社会保険料等	1,067
旅費			旅費		0	旅費		38
一般需用費	納入通知書印刷等	2,545	一般需用費	納入通知書印刷等	2,633	一般需用費	納入通知書印刷等	3,159
役務費	公金取扱手数料・郵送料	6,375	役務費	公金取扱手数料・郵送料	6,541	役務費	公金取扱手数料・郵送料	8,966
委託料	MT処理・OCR読取委託料等	2,110	委託料	MT処理・OCR読取委託料等	6,401	委託料	MT処理・OCR読取委託料	7,951

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	収納率（現年分）（%）	97.24	97.03	97.17	97.20	97.20	目標値は第5期第1号保険料算定にかかる保険料予定収納率
	収納率（うち普通徴収分）（%）	83.14	83.78	84.00	85.55	85.55	23～24年度は実績
	収納率（滞納繰越分）（%）	23.36	17.83	17.68	23.40	23.40	23～24年度は実績

（問題点・課題分析）	荒川区においては介護保険料の所得段階が第2段階に属する世帯が最も多く、低所得世帯の負担は大きい。生活状況等を踏まえ、どうしても納付が困難な方に対しては、ご相談を受けた上でこれまで以上に柔軟な対応をしていく必要がある。一方、再三の督促・催告にもかかわらず納付の意思が確認できない方、または、納付する財力があるにもかかわらず滞納していると考えられる方に対しては、財産調査を行い積極的に差押え処分を行っていかねばならない。その際は、介護保険事業運営における財政基盤整備のため、滞納者の財産額・滞納額等を考慮して、費用対効果を最大限得られるよう効率的な差押え処分を実施していく必要がある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
差押等により分納誓約をした滞納者について、その後の状況を定期的に把握し、納付が滞った者については、適宜、納付相談や場合によっては差押を行い、完納までを管理して収納率の向上を図る。	キャッシュカードによる口座振替登録サービス導入に引き続き、新しい収納方法の導入も検討する。口座と異なり残高不足の心配がなく、安定的な収納率の向上が見込める。
職員が、債権回収に関する知識を身に付け、滞納者に対する滞納整理を円滑に行うことにより、収納率の維持・向上を図る。	職員で滞納整理事務を適切に分担し、各々が責任を持って積極的に滞納整理に取り組む。具体的には、差押えや財産調査、滞納者との交渉件数等を数値化し、定期的に結果を検証する。
職員と納付案内センターとの間で、適切な業務分担を行い、効率的な体制を構築することにより、効果的に滞納整理事務を行い、滞納者を減少させて収納率の維持・向上を図る。	納付案内センターによる連絡 お客様 区という一連の流れが確立できつつあるので、今後は各々がさらに密な連携をとることで状況把握に努め、支払い漏れを防ぎ効率的に収納率の向上を図る。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
重点的に推進	重点的に推進	今後、益々高齢社会となっていく状況において、高齢者を支える介護保険制度の基盤を強化し、介護保険事業の安定的な運営を図る根幹となる事業である。

（状況）	H21.2定 いて H23.2定 H24.2定	23区で一番高くなった第4期介護保険料基準額を減額するために、一般財源を投入することについて 介護保険料に対する軽減策を区として講じることについて 介護保険料値上げに対して必要な減額制度などを拡充することについて
------	----------------------------------	--

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-04-14	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	要介護等認定事務	部課名	福祉部介護保険課	課長名	古瀬		
		担当者名	新井	内線	2433		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）		01-04-01	認定事務費				
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 12年度		根拠法令等	介護保険法 荒川区介護保険条例			
終期設定	有 無 年度						
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画		
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-04	介護保険サービスの基盤整備				
目的	保険給付（介護給付・予防給付）を受けるため、要介護・要支援認定を申請する被保険者に対して、適正かつ公平な要介護・要支援認定を行うことを目的とする。						
対象者等	第1号被保険者（65歳以上）及び第2号被保険者（40～64歳の医療保険加入者）で要介護等認定を申請する者						
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 介護保険サービスを受けようとする被保険者は、保険者（荒川区）に要介護認定の申請を行う。 2 認定調査員が、被保険者（自宅・病院・施設）を訪問し、身体状況・生活状況を調査する。 3 主治医が、医学的な所見等に関する意見書を作成する。 4 訪問調査結果及び主治医意見書に基づき、全国統一のコンピュータ・ソフトを用いて一次判定を行う。 5 医療・保健・福祉の専門家で構成される「荒川区介護認定審査会」が審査し、最終的な要介護度の判定（二次判定）を行う。 6 保険者は、審査会の判定に基づき認定し、結果を被保険者に通知する。 						
経過	<p>平成12年4月 介護保険制度開始（認定手続きは、平成11年度から開始）</p> <p>平成15年4月 認定調査の調査項目が85項目から79項目に変更</p> <p>平成16年4月 更新までの認定有効期間を最長24ヵ月間に延長</p> <p>平成18年4月 旧要介護1を要支援2と要介護1に細分化し、調査項目を79項目から82項目に変更</p> <p>平成21年4月 新規申請の訪問調査を原則直営化 介護認定一次判定ソフトを変更し、調査項目を82項目から74項目に変更 調査項目の定義・分類を変更</p> <p>平成23年4月 区分変更・更新（前回要支援 今回要介護・前回要介護 今回要支援）申請に係る認定の有効期間を最長12ヵ月間に延長</p> <p>平成24年4月 新規申請に係る認定の有効期間を最長12ヶ月間に延長</p> <p>平成26年4月 要介護認定に係る事務の一部を委託化</p>						
必要性	介護保険法に基づく必須の事業						
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） ・新規・変更申請の訪問調査は原則区職員が実施し、更新申請は民間の居宅介護支援事業者等に委託 ・要介護認定事務の一部（申請受付、入力作業等）を民間事業者へ委託						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額	119,827	125,506	130,990	162,624	149,132	157,633	155,950	
決算額（26年度は見込み）	105,288	107,940	121,487	132,610	132,379	131,784	155,950	
人件費等	101,640	89,584	80,224	68,175	69,227	69,031		
減価償却費			26,726	25,036	27,042	28,054		
【事務分担量】（%）	1,200	1,100	920	880	838	830		
合計（+ +）	206,928	197,524	228,437	225,821	228,648	228,869	155,950	
特定財源								
国								
都								
その他	一般会計繰入金等	206,928	197,524	228,437	225,821	228,648	155,950	
一般財源		0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	申請件数	8945	9030	9825	9655	9416	9176	
	訪問調査件数	8952	8899	9984	9546	9423	9180	
	審査件数	8665	8827	9505	9453	9034	9050	

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	審査委員・調査員12名・事務嘱託員1名	50,655	報酬	審査会委員・調査員・事務嘱託員	50,468	報酬	審査会委員60名・調査員13名	52,711
共済費	公務災害補償費負担等	4,583	共済費	公務災害補償費負担等	4,618	共済費	公務災害補償費負担等	5,032
報償費	審査会判定部会長会	380	報償費	審査会判定部会長会議等	190	報償費	審査会判定部会長会議等	1,166
特別旅費	調査員旅費	217	特別旅費	調査員旅費	238	特別旅費	調査員旅費	482
食糧費	食糧費	0	食糧費	食糧費	0	食糧費	食糧費	15
一般需用費	一般需用費	617	一般需用費	認定事務用消耗品等	692	一般需用費	認定事務用消耗品等	1,096
役務費	役務費	45,356	役務費	主治医意見書作成料、郵便料	44,608	役務費	主治医意見書作成料、郵便料	50,382

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	申請から認定までの日数（平均）	36.5	38.5	39.1	37	30	介護保険法第27条第11項
	調査員新任研修受講者数（人）	23	43	28	60	100	
	調査員現任研修受講者数（人）	138	290	265	300	300	

（問題点・課題分析）	要介護認定は、全国一律の基準に基づき公正かつ的確に行われることが重要であり、認定調査員によって、あるいは認定審査会（合議体）によって、判断の異なることがないように、適正な要介護認定が求められている。また、申請日から30日以内に結果を通知する必要があるが、平成25年度は平均39.1日となっている。高齢者人口の増加とともに要介護認定申請者数の増加も見込まれる中、要介護認定事務を効率的に行うために、平成26年度から要介護認定事務の一部（申請受付、システムへの入力作業等）を委託し、事務執行体制の変更を行ったが、さらに事務の改善を行い、結果をお知らせするまでの期間の短縮を図る必要がある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） ・要介護認定事務の一部委託実施区 8 区

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
	調査員の資質向上を図るため、次の取り組みを行う。 ・調査票の確認作業を行い、個別指導を徹底する ・経験年数やレベルに応じた調査員研修を実施する	調査員の資質向上を図るための取り組みを引き続き推進する。 ・調査票の確認作業を行い、個別指導を徹底する ・経験年数やレベルに応じた調査員研修を実施する
	審査判定の手順や基準が各合議体で共有されるよう、合議体の長を対象とした会議を開催して事例検討等を行うとともに、その情報を審査会委員全員に周知する。	公正かつ的確な審査判定が行われるよう、合議体の長を対象とした会議を開催して事例検討等を行い、合議体による判定結果のバラツキを小さくする取り組みを継続して行う。
	申請から結果を出すまでの期間を短縮するため、審査会事務局の執行体制を改善し、事務の効率化を図る。	公正かつ的確な審査判定が行われるよう、審査会事務局を担う職員のレベルアップを図る

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
推進	推進	法に基づき区が直接実施することを原則とする、サービス利用上の必須事務事業である。

議（要旨）	平成21年第2定例会 要介護認定方法の見直しについて
-------	----------------------------

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-04-15	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	介護保険システム運用管理費	部課名	福祉部介護保険課	課長名	古瀬	担当者名	小川
				内線	2432		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-06-01	介護保険システム運用管理費					
	01-01-01	一般会計繰出金					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）			建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	12年度	根拠			
終期設定	有	無	年度	法令等			
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-04	介護保険サービスの基盤整備				
目的	介護保険システムの管理運営・保守等を行うことにより、受給者台帳管理、要支援・要介護者認定事務等を円滑に行う。						
対象者等	民間事業者（システム開発業者）						
内容	<p>介護保険システム管理運営費：介護保険システムの導入・運用・保守等に係る経費。 平成18年度～平成22年度 債務負担による5年間の分割支払。 総額 115,327,920円（18年度：26,808,192円、19～22年度：22,129,932円/年） 平成23年度 単年度での現行システム再リース 平成24年度からシステムを更改し、債務負担による5年間（平成24年度～平成28年度）の分割支払。 平成26年度より増税に伴い、契約金額が変更となった（1,685,700円増）。 総額 162,096,386円 （24年度：32,082,206円、25年度：32,082,120円/年、26～28年度：32,644,020円/年） 介護保険システム改修費：法改正等により必要になるシステム変更経費 介護保険システムに係る庁内電子計算機運用管理費負担分：庁内の電子計算機運用管理費等を負担する情報システム課に、ホストコンピュータの介護保険システムに係る相当分を、運用等経費の負担分として、介護会計から一般会計に繰出し処理を行う。</p>						
経過	平成12年 介護保険システム導入 平成18年 介護保険システム更改 平成18年より管理運営費・改修費に係る経費については、業務主管課で予算計上。 平成24年 介護保険システム更改						
必要性	介護保険運営にかかわる膨大な情報を管理運営していくためには、システム化が必要である。						
実施方法	（3委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 管理運営・保守等を委託（委託費用は内容のとおり）。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算額		64,183	59,816	48,995	79,772	77,740	59,791	89,868
決算額（26年度は見込み）		58,575	51,011	29,290	52,731	71,823	46,240	89,868	
人件費等		847	814	3,488	3,388	3,304	3,327		
減価償却費				1,162	1,244	1,291	1,352		
【事務分担当】（%）		10	10	40	40	40	40		
合計（+ +）		59,422	51,825	33,940	57,363	76,418	50,919	89,868	
特定財源	国	介護保険事業費補助金	2,385			3,060	767		
	都								
	その他	一般会計繰入金	57,037	51,825	33,940	54,303	76,418	50,152	89,868
	一般財源		0	0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
	介護保険システム負担分	12053	17686	6995	6669	9357	8799	6290	
	介護保険システム管理運営費	46522	33325	22295	46062	62466	37441	83578	

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
消耗品費	指静脈認証装置等	1,063	需用費	トナーカートリッジ等	912	需用費	トナーカートリッジ等	1,534
物品修繕費	システム機器有償修理費用	0	委託料	システム管理運営委託等	36,529	委託料	システム管理運営委託等	82,044
委託料	システム管理運営委託	32,082	繰出金	システム負担分	8,799	繰出金	システム負担分	6,290
	制度改正対応	10,080						
	住基法改正対応	12,600						
	認定支援システム設定	2,782						
	ラスデック保守料	205						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標							

問題点・課題 （指標分析）	収納データの正確性の確保、データ抽出の簡易性、事務負担の軽減、事務処理の効率化等、システム運用上の課題を改善していく必要がある。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
	収納データの正確性の確保、データ抽出の簡易性、事務負担の軽減、事務処理の効率化等、システム運用上の課題を日々の業務を通して整理し、改善をしていく必要がある。	平成26年度の検証を踏まえて、問題点・改善点などがあれば対応を検討する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	事業実施上必要不可欠な手段である。

議 会 要 旨 状	
-----------------------	--

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-04-16	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	事業者支援・指導事業	部課名	福祉部介護保険課	課長名	古瀬	担当者名	小林
				内線	2436		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-01-01	介護給付費等費用適正化事業費					
	01-07-01	事業者支援事務費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）			建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	18年度	根拠	介護保険法・荒川区介護保険サービス事業等指導及び監査実施要綱		
終期設定	有	無	年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準			計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-04	介護保険サービスの基盤整備				
目的	介護サービス事業者に必要な情報の提供、知識の付与、技術的助言・指導を行うことで、事業者が、介護保険法に定める運営基準等を遵守し、要介護者等の尊厳の保持と自立した日常生活の実現に必要なサービス基盤を構築することを目的とする。						
対象者等	介護サービス事業所、被保険者、利用者及びその家族						
内容	<p>主に以下の事業者支援及び指導に関する取組を実施している。</p> <p>【事業者支援】</p> <ol style="list-style-type: none"> 事業者連絡会・・・事業者向けに情報の提供や施策の説明を実施 事業所訪問相談・・・サービス事業所からの依頼に基づき訪問相談を実施 荒川区・事業者区民向け研修・・・介護保険サービス事業所に対し年間を通じた体系的な研修を実施 その他情報提供・・・介護事業者情報提供システム等による情報提供を実施 <p>【事業者指導】</p> <ol style="list-style-type: none"> 実地指導・・・介護保険サービス事業所に対し、運営基準の遵守・ケアマネジメントの実施状況・報酬請求の適否等に関して指導を実施 ケアプラン点検・・・対象の介護支援専門員を選出し、ケアプランの点検を実施（平成24年度） 利用者宅訪問調査・・・住宅改修・福祉用具購入利用者宅を訪問し、確認・指導を実施 						
経過	平成14年度	給付費通知発送開始（年2回）					
	平成16年度	給付適正化対応非常勤職員を配置					
	平成18年度	実地指導等を本格実施					
	平成19年度	荒川区介護給付適正化計画を作成					
	平成20年度	事業者連絡会等適正化事業を開始、訪問介護・住宅改修・福祉用具パンフレット作成 組織改正により、介護保険課に事業者支援係を新設 第4期高齢者プランに「介護給付適正化の推進」を明記 介護事業者情報提供システムによる情報提供（20年10月運用開始）					
	平成23年度	事務受託法人（東京都福祉保健財団）へ実地指導の業務を一部委託					
	平成24年度	ケアプラン点検事業の実施、福祉用具外れ値通知発送					
必要性	要介護者の増加などに伴い介護サービス量の一層の増加が見込まれる中、制度の安定的な運営を確保するためには、各保険者等における介護費用や介護サービスの適正化に向けた取組が不可欠である。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算額		11,824	13,768	13,663	15,483	15,575	18,552	19,991
決算額（26年度は見込み）		9,816	13,034	13,088	15,024	15,030	15,768	19,991	
人件費等		5,929	7,330	8,284	13,550	4,957	14,139		
減価償却費				2,760	4,976	1,936	5,746		
【事務分担量】（%）		70	90	95	160	60	170		
合計（+ +）		15,745	20,364	24,132	33,550	21,923	35,653	19,991	
特定財源	国	地域支援事業交付金	53	40	51	384	282	1,623	2,035
	都	地域支援事業交付金	2,526	3,807	4,398	192	929	811	1,018
	その他	地域支援事業繰入金等	13,166	16,517	19,683	32,974	20,712	33,219	16,938
	一般財源		0	0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	事業者連絡会・適正化研修会（回）		13	16	19	28	29	6	6
	参加事業者数（事業所）		610	694	939	1513	2045	391	500
	事業者団体等出張説明会（回）		6	7	6	1	2	1	1
	参加者数（人）		546	552	100	20	30	53	50

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	非常勤職員報酬（4名）	9,712	報酬	非常勤職員報酬（4名）	9,037	報酬	非常勤職員報酬（4名+7ドバイザ-1名）	10,554
共済費	公務災害補償経費	1,446	共済費	公務災害補償経費	1,415	共済費	公務災害補償経費	1,571
特別旅費	非常勤職員旅費	6	特別旅費	非常勤職員旅費	10	特別旅費	非常勤職員旅費	9
報償費	適正化研修講師謝礼	47	報償費	適正化研修講師謝礼	53	報償費	適正化研修講師謝礼	156
	地域ケア会議謝礼	472	需用費	一般需用費等	144	需用費	一般需用費等	192
食糧費	地域ケア会議講師飲物代	4	委託料	研修事業運営委託等	4,114	役務費	郵便料	1,060
	適正化研修講師飲み物代	1	使用料及び賃借料	研修会場使用料	83	委託料	研修事業運営委託等	6,059

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
	連絡会・適正化研修会	27	13	6	10	10	
	実地指導件数・監査件数	105	53	48	50	50	
標	実地指導及びケアプラン点検事業におけるケアプラン点検件数	160	114	50	100	100	対象：居宅介護支援事業所 実地指導は1事業所5件でカウント

（問題点・課題分析）	<p>実地指導や監査においては、指導員の知識及び技術の平準化を図り、指摘事項が指導員によって偏らないための取組が必要である。</p> <p>苦情や事業所での事故の発生によっては、対応等時間や人員を要するため、実地指導やケアプラン点検業務の実施に影響を及ぼすことが多い。</p> <p>介護老人福祉施設に対する指導や居宅サービスの指定権限が区に移管されることに伴い、区における指導体制の充実が必要となってくる。</p>
	<p>（実施 12 区 未実施 10 区 不明 0 区）</p> <p>・指定市町村事務受託法人に事務委託している区：12区</p>
他区の実況	

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
指摘事項が個々の判断にならないよう、疑義が生じた場合は担当者間で情報共有を図る。引き続き、指定市町村事務受託法人へ実地指導に係る事務の一部委託し、区指導員の資質の向上を図る。	平成26年度の改善内容を継続して取り組む。また、指定市町村事務受託法人への事務委託について、区指導員の資質向上に対する効果を分析・評価していく。
過去の苦情・虐待通報件数等を踏まえ、予め余裕をもって実地指導やケアプラン点検数を設定し年間計画を作成する。	これまでの苦情や虐待対応について、国民健康保険団体連合会からの情報や区での記録を蓄積し、似た事例についてどのように対応していくか参考となるよう効率化を図っていく。
国及び都の動向について情報収集を行う。	人員体制及び組織編制の見直しを行っていく。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
重点的に推進	重点的に推進	介護保険サービスの適正化及び基盤整備を図る上で非常に重要な事業である。

議会議決要旨	平成17年 3定 適正化の事業内容、実績について
	平成18年 3定 要支援及び要介護1の認定者に対する福祉用具貸与について
	平成19年 2定 介護サービス事業者との連携強化について、コムスン問題に対する対応策について

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
一般需用費	消耗品	0	需用費	消耗品	0	委託料	調査業務委託	5,534
			役務費	郵便料	287			
委託料	ニーズ調査業務委託	804	委託料	調査業務委託	7,814			
役務費	郵便料	125						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	介護保険制度に対する評価(%)	78.1		76.5		90程度	高齢者実態調査で介護保険制度に肯定的評価をした区民の比率

（問題点・課題分析）	<p>計画に掲げられた事業を着実に実施することで、区の介護保険制度に関する肯定的評価を高めていく必要がある。</p> <p>国の示す指針との調和を図りつつ、従来から本区が積極的に取り組んできた健康づくり諸事業を踏まえ、本区の独自性を活かした計画を策定する。</p> <p>策定した計画に基づき、着実に介護サービスの基盤整備を行う必要がある。</p>
	<p>（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）</p>
他区の実況	

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
日常生活圏域ニーズ調査及び高齢者等実態調査の結果を活用し、第6期介護保険事業計画を策定する。	第7期介護保険事業計画策定のための基礎データ収集のため、引き続き日常生活圏域ニーズ調査を行う。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
重点的に推進	重点的に推進	区の介護保険事業制度に対する肯定的評価と信頼を高めていくため、第5期高齢者プランの事業を着実に実施するとともに、高齢者のニーズ等を踏まえた第6期高齢者プランを策定する必要がある。

議会議決要旨	平成20年二定 高齢者実態調査について 平成22年二定 高齢者実態調査について
--------	--

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	周知用小冊子	1,262	需用費	周知用冊子及び区報特集号	1,257	需用費	周知用冊子及び区報特集号	3,607
役務費	郵便料	3	役務費	郵送料	2	役務費	郵送料	27
委託料	介護の日特集号関連	255	委託料	介護の日特集号関連	251	委託料	介護の日特集号関連	317

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	区民説明会・事業者説明会等参加者数	1874	1722	899	1300	1300	21年度制度改正 24年度制度改正
	制度趣旨の認知度（％）	78.1	-	76.5	-	78.0	介護保険制度について肯定的にとらえている人の割合（3年毎調査）
	のうち、 65歳未満対象者の認知度（％）	69.3	-	82.8	-	85.0	介護保険制度について肯定的にとらえている人の割合（3年毎調査）

（問題点・課題分析）	65歳未満の認知度が向上しているが、24年度制度改正もあり65歳以上の対象者を含めると認知度が低下している。区民に対する周知とともに、サービス利用者と直接接する事業者への周知徹底が必要である。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） ・区民説明会やパンフレット等による趣旨普及等の実施：22区
他区の実況	

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
	第6期介護保険事業計画の内容を踏まえ、パンフレット、広報誌、ホームページ等の構成を工夫し、わかりやすい情報提供に努める。	第6期介護保険事業計画の内容を重点的に、パンフレット、広報誌、ホームページ等の構成を工夫し、わかりやすい情報提供に努める。
	第6期介護保険事業計画の内容を踏まえ、区民、事業者を対象とした説明会を実施する。	第6期介護保険事業計画の内容を重点的に、区民、事業者を対象とした説明会を実施する。
	介護保険についての中学生向・啓発小冊子を用いて、学校での介護保険出前教室等を実施する	介護保険について中学生向・啓発小冊子を用いて、学校での介護保険出前教室等を実施する

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
重点的に推進	重点的に推進	第6期介護保険事業計画により介護保険料の改定をはじめ、制度改正の内容について広く区民に周知する必要があるため、必要不可欠である。

議会（要旨）	平成21年度一定 若い世代にも制度の趣旨を理解してもらうことの必要性について
--------	---

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-04-19	戦略プラン	協働	業務	財務	人事	
事務事業名	介護保険運営協議会の運営		部課名	福祉部介護保険課	課長名	古瀬		
			担当者名	栗山	内線	2432		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）		01-01-01	運営協議会費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業		それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 平成 12年度		根拠法令等	荒川区介護保険運営委員会設置要綱				
終期設定	有 無 年度							
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画		非計画		
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市						
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	02-04	介護保険サービスの基盤整備					
目的	介護保険事業計画に関する事項および介護保険事業の運営に関する重要な事項について、被保険者、地域密着型サービス及び地域包括支援センター等の関係者の意見を取り入れる。							
対象者等	委員構成：20名以内（学識経験者（2名）、地域医療関係者（4名）、福祉関係者（5名）、被保険者代表（5名）、費用負担関係者（1名）、区議会議員（2名）、区職員（1名））							
内容	<p>介護保険事業の運営に関し、介護保険事業計画の進行管理や改定等について、区長に意見や助言等を述べる「荒川区介護保険運営協議会」を設置し、運営する。</p> <p>年2～5回開催する。期日については、適切な日程を設定し、実りある論議のため十分な情報提供や論点の整理を行う。</p> <p>第4期介護保険事業計画期間（平成21年度～平成23年度）の主な審議内容</p> <p>(1)第4期介護保険事業計画の進捗状況について</p> <p>(2)地域密着型サービス事業者の指定について</p> <p>(3)地域包括支援センター、地域支援事業について</p> <p>(4)介護保険制度の改正点について</p> <p>(5)介護保険事業の充実、改善方法について</p>							
経過	<p>平成15年度 2回開催（H15.9/10、H16.3/29）</p> <p>平成16年度 2回開催（H16.10/19、H17.3/24）</p> <p>平成17年度 4回開催（H17.8/31、12/5、H18.1/18、3/15）</p> <p>平成18年度 3回開催（H18.6/13、11/14、H19.3/16）、要綱改正（分掌、委員構成拡充等）</p> <p>平成19年度 3回開催（H19.7/5、11/20、H20.3/24）</p> <p>平成20年度 5回開催（H20.6/10、10/23、11/27、H21.2/18、3/24）</p> <p>平成21年度 3回開催（H21.7/31、H21.11/10、H22.3/23）</p> <p>平成22年度 3回開催（H22.6/28、H22.11/26、H23.3/23）</p> <p>平成23年度 5回開催（H23.6/29、H23.11/1、H23.12/8、H24.1/27、H24.3/22）</p> <p>平成24年度 4回開催（H24.7/27、H24.11/5、H25.1/11、H25.3/21）</p> <p>平成25年度 3回開催（H25.7/16、H25.11/18、H26.3/20）</p>							
必要性	国の指針により、介護保険事業計画の策定や地域包括支援センター、地域密着型サービスの運営等については、学識経験者、保健医療関係者、被保険者代表、費用負担関係者等の協力を得て、地域の実情に応じたものとする事とされており、本協議会の設置は不可欠である。							
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 介護保険事業計画の計画期間ごとに組織し、委員の任期は、計画期間の末日までとする。							

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額	848	679	679	849	680	680	852	
決算額（26年度は見込み）	749	461	414	661	584	402	852	
人件費等	1,694	1,221	1,744	5,928	4,131	4,574		
減価償却費			581	2,177	1,614	1,859		
【事務分担量】（%）	20	15	20	70	50	55		
合計（+ +）	2,443	1,682	2,739	8,766	6,329	6,835	852	
特定財源	国							
	都							
	その他	一般会計繰入金	2,443	1,682	2,739	8,766	6,329	6,835
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	運営協議会開催回数（回）	3	5	3	5	4	3	5

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	運営協議会委員謝礼	575	報償費	運営協議会委員謝礼	396	報償費	運営協議会委員謝礼	796
食糧費	運営協議会賄	9	需用費	運営協議会賄	6	需用費	運営協議会賄	13
使用料	協議会会場使用料	0	使用料	協議会会場使用料	0	使用料	協議会会場使用料	43

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	開催回数	5	4	3	5	4	

（問題点・課題 分析）	平成18年度の介護保険法改正に伴い、地域密着型サービス運営協議会及び地域包括支援センター運営協議会を兼ねることとなっているが、運営協議会の役割が過重となっている。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
	地域密着型サービス運営協議会及び地域包括支援センター運営協議会の機能を生かした会議の運営に努める。	引き続き、地域密着型運営協議会及び地域包括支援センター運営協議会の機能を高める。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
推進	推進	国の指針に基づき設置するものであり、制度の適正な運用を行う上で必要である。

議 会 要 旨 状	
-----------------------	--

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-04-20	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	在宅介護・施設介護サービス費	部課名	福祉部介護保険課	課長名	古瀬		
		担当者名	高田	内線	2432		
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（26年度）	01-01-01	居宅介護サービス等給付費					
	01-01-01	介護支援サービス等給付費					
	01-01-01	施設介護サービス等給付費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）			建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	12年度	根拠	介護保険法		
終期設定	有	無	年度	法令等			
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-04	介護保険サービスの基盤整備				
目的	要介護者等が介護保険サービスを受けた場合それらに係る介護サービス等給付費を支給することにより、要介護者がある有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。						
対象者等	要介護・要支援認定者（施設介護サービスは要介護者のみ） 居宅介護サービス事業者、居宅介護支援事業者、介護保険施設 東京都国民健康保険団体連合会						
内容	<p>1 給付の種類 介護保険法第40条、第52条のとおり [主な種類]訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、短期入所生活介護、居宅介護サービス計画（ケアプラン）の作成、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域密着型サービス</p> <p>2 給付の流れ 要介護等認定者が事業者（施設）と契約を締結する ケアプランに基づき事業者等がサービスを提供 利用者は介護サービス費の1割分を事業者等に支払う（ケアプランの作成は自己負担なし） 事業者等は残りの9割分（ケアプラン作成は10割）を東京都国民健康保険団体連合会に請求 東京都国民健康保険団体連合会は事業者等に支払う額を審査し、区に請求 区は東京都国民健康保険団体連合会に請求額を支払う 東京都国民健康保険団体連合会は事業者等に請求額を支払う</p>						
経過	平成18年4月 介護予防サービスの新設、地域密着型サービスの新設						
必要性	介護保険法の規定により必須の事業である。						
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 支払業務を東京都国民健康保険団体連合会に委託して実施。 (審査件数 1件あたり@68円)						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算額		10,266,354	11,026,035	11,181,281	12,322,048	13,056,759	14,211,480
決算額（26年度は見込み）		10,135,442	11,002,705	11,536,098	11,811,744	12,191,366	12,258,600	14,717,362
人件費等		2,541	4,072	4,360	5,081	7,022	6,654	
減価償却費				1,453	1,866	2,743	2,704	
【事務分担量】（%）		30	50	50	60	85	80	
合計（+ +）		10,137,983	11,006,777	11,541,911	11,818,691	12,201,131	12,267,958	14,717,362
特定財源	国 介護給付費負担金等	2,352,344	2,538,392	2,230,308	2,733,095	3,073,625	3,199,776	3,460,219
	都 介護給付費負担金	1,436,286	1,551,314	1,702,775	1,696,656	1,881,792	1,816,847	2,122,075
	その他 介護給付費交付金等	6,349,353	6,917,071	7,608,828	7,388,940	7,245,714	7,251,335	9,135,068
	一般財源	0	0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	65歳以上人口（第1号被保険者数）	43352	44046	44054	44827	46426	47562	48116
	要支援・要介護認定者数	7360	7738	7811	8015	8270	8310	8792
	介護保険料（基準月額：円）	4428	4613	4613	4613	5792	5792	5792
	審査支払件数（件）	193335	205738	217379	228722	232273	232034	270913

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助	居宅介護サービス	7,934,101	負担金補助	居宅介護サービス	7,917,607	負担金補助	居宅介護サービス	9,464,884
（負担金補助）	うち 地域密着型サービス	887,009		うち、地域密着型サービス	1,053,658		うち、地域密着型サービス	2,552,984
負担金補助	介護支援サービス	700,184	負担金補助	介護支援サービス	689,115	負担金補助	介護支援サービス	811,275
負担金補助	施設介護サービス	3,539,404	負担金補助	施設介護サービス	3,934,227	負担金補助	施設介護サービス	4,420,613
委託料	審査支払手数料	17,677	委託料	審査支払手数料	17,651	委託料	審査支払手数料	20,590

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	施設サービスの重度要介護者(要介護4・5)の利用率(%)	64.6	63.8	59.6	66.3	70	70%以上とする(国指針) 各年度3月末実績
	要介護認定者の出現率(%)	17.4	17.4	17.0	17.8	16.7	目標は全国平均 各年度3月末実績
	要介護2以上の認定者数に対する施設利用者等の割合(%)	32.5	34.7	37.0	39.5	37以下	37%以下とする(国指針) 各年度3月末実績

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護等認定者数増加等に伴い、介護給付にかかる費用が年々増加している。 ・在宅介護・施設介護サービスにかかる保険給付のトレンド（サービス別・要介護度別等の傾向）を的確に把握することが困難である。 ・安定的な事業運営のため、実績値・計画値における適切な進行管理が必要である。
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
介護給付費を適切に管理・運用するために必要となる帳票・資料を整理する。	介護給付費の適切な管理・運用に加え、細かな分析、活用が行えるよう帳票・資料の見直し、整備を検討していく。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
推進	推進	制度の根幹であり、事業規模を測る目安である。

（要質問状）	H16.4定	介護給付費の伸び等の予測とその対応策について
	H17.2定	介護度の低い人への必要なヘルパー派遣等について
	H18.3定	軽度者への福祉用具貸与の見直しについて / 施設入所者への負担軽減策について
	H20.4定	同居家族がいる場合の訪問介護サービスについて
	H22.2定	ショートステイの飛躍的充実について

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-04-21	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	福祉用具購入費	部課名	福祉部介護保険課	課長名	古瀬		
		担当者名	石野	内線	2432		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-01-01	福祉用具購入費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）			建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	12年度	根拠法令等	介護保険法第44・52・56条		
終期設定	有	無	年度				
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-04	介護保険サービスの基盤整備				
目的	居室の要介護等認定者が、入浴又は排泄の用に供する福祉用具その他厚生労働大臣が定める「特定福祉用具」を購入した場合、それらに係る福祉用具購入費を支出し、利用者の負担軽減を図ることを目的とする。						
対象者等	要介護等認定者 福祉用具給付券取扱事業者						
内容	1 対象となる福祉用具：腰掛便座、特殊尿器、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトの吊り具 2 限度額：毎年度10万円を限度額とし、利用者はその1割を支払う。 3 給付の流れ （1）給付券方式 利用者は福祉用具購入前に区に給付券を申請 区は利用者に給付券を発行 利用者は福祉用具給付券取扱登録事業者に給付券を提示し利用者負担額を支払い、福祉用具を購入 福祉用具給付券取扱登録事業者は区に保険給付額を請求 区は福祉用具給付券取扱登録事業者に請求額を支払う （2）償還払い方式 利用者は福祉用具購入後に区に申請 区は申請に基づき利用者に保険給付額を支払う						
経過	平成18年4月 福祉用具販売事業者指定制度導入（福祉用具販売を行うにあたり都道府県の指定が必要となる） 平成18年4月 移動用リフトの吊り具を購入できる対象者が要介護2以上となる（移動用リフト本体の貸与の対象者が要介護2以上であることが要件になったことに伴う） 平成24年4月 特殊尿器（児童排せつ処理装置を含む）が購入の対象から外れ、自動排せつ処理装置の交換部品が対象となる。 自動排せつ処理装置は福祉用具貸与の対象となる。						
必要性	介護保険法により必須の事業						
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移								
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額	23,563	25,296	24,210	25,157	24,765	25,731	26,697	
決算額（26年度は見込み）	22,994	24,158	23,218	22,927	21,198	21,505	26,697	
人件費等	5,082	6,515	6,976	5,505	3,304	3,327		
減価償却費			2,324	2,022	1,291	1,352		
【事務分担量】（%）	60	80	80	65	40	40		
合計（+ +）	28,076	30,673	32,518	30,454	25,793	26,184	26,697	
特定財源	国	介護給付費負担金等	5,749	5,959	5,854	5,809	5,396	6,789
	都	介護給付費負担金	2,875	4,227	4,063	4,012	2,649	3,337
	その他	介護給付費交付金等	19,452	20,487	22,601	20,633	17,748	16,571
	一般財源		0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	腰掛便座	296	302	303	285	254	277	
	特殊尿器	4	3	1	1	0	3	
	入浴補助用具	658	725	686	624	592	586	
	簡易浴槽	0	0	1	1	0	0	

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金	福祉用具購入費	21,198	負担金	福祉用具購入費	21,505	負担金	福祉用具購入費	26,697

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	給付券方式の申請書受理件数比率（％）	69.3	71.1	74.7	74.7	80.0	給付券方式の申請書受理件数 / 年間福祉用具支給申請受理件数
	給付券払（件数）	556	531	576	667		平成26年度（見込み）は、計画値を基に前年度比率にて算定。
	償還払（件数）	247	216	195	104		

（問題点・課題分析）	
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	法に基づく必須事務事業であり、利用者サービスに直接関わるものである。

議（要旨）	
況	

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-04-22	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	住宅改修費	部課名	福祉部介護保険課	課長名	古瀬		
		担当者名	藤澤	内線	2432		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）		01-01-01	住宅改修費				
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 12年度		根拠法令等	介護保険法第45条、第57条			
終期設定	有 無 年度						
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画		
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-04	介護保険サービスの基盤整備				
目的	居宅の要介護者が、介護保険制度における住宅改修を行う際に保険給付をすることにより、要介護者の日常生活の負担軽減を図ることを目的とする。						
対象者等	要介護・要支援認定者						
内容	利用者の生活環境を整えるための小規模な住宅改修に対して、要介護区分に関係なく上限20万円までの住宅改修費を支給する。 ・対象となる工事：手摺の取付、段差や傾斜の解消、滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更、引き戸等への扉の取替え、和式から洋式への便器の取替え、及びこれらの工事に付帯して必要な工事。 ・申請の流れ：必ず事前の申請が必要。（給付券方式・償還払い方式）必要書類を区に提出し、区で内容の審査、決定（1週～10日）、本人に結果を通知し工事の実施。工事完了後は区に必要書類を提出し、本人または事業所に請求額を支払う。						
経過	平成13年4月 給付券方式による受領委任払いの取扱いを開始 平成18年4月 償還払い方式事前申請制度開始 平成21年4月 給付券取扱事業者登録を区外事業者も認め、事業計画ごとの更新制とする。						
必要性	介護保険法の規定により必須の事業						
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 支払方法（給付券方式）事業者からの工事完了届出及び請求後、翌月末に事業者を支払う （償還払い方式）利用者からの工事完了届出後、翌月末までに区が利用者を支払う						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
		予算額	64,582	73,431	76,165	69,386	80,599	83,147
決算額（26年度は見込み）	58,497	64,385	76,164	64,270	65,682	61,614	85,694	
人件費等	7,623	6,515	5,232	0	0			
減価償却費			1,743	0	0			
【事務分担当】（%）	90	80	60	0	0			
合計（+ +）	66,120	70,900	83,139	64,270	65,682	61,614	85,694	
特定財源	国 介護給付費負担金等	14,624	15,883	19,207	16,286	16,722	15,699	21,792
	都 介護給付費負担金	7,312	8,048	9,520	8,033	8,210	7,702	24,851
	その他 介護給付費交付金等	44,184	46,969	54,412	39,951	40,750	38,213	39,051
	一般財源	0	0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	手すりの取付け	584	640	719	659	684	677	
	床段差解消	116	132	174	157	150	111	
	滑り止めの防止	25	21	30	21	16	14	
	引き戸等への取替え	65	68	92	80	92	70	

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金	住宅改修費	65,682	負担金	住宅改修費	61,614	負担金	住宅改修費	85,694

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	給付券方式の支払件数 比率（％）	82.0	84.0	83.0	83.0	85.0	給付券方式の申請書受理件数 / 年間受理件数（全）
	給付券払	587	610	596	717		平成26年度（見込み）は、計画値を基に前年度比率にて算定。
	償還払	128	116	122	147		

（問題点・課題 指標分析）	・事業所によって住宅改修施工費の平準化が難しく、利用者に適した工事が行われているかの確認が難しい。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
	新規に給付券取扱登録された事業所に対して、説明会等を実施する。	新規に給付券取扱登録された事業所に対して、説明会等を実施する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	法に基づく必須事務事業であり、利用者サービスに直接関わるものである。

議（要旨）	況	
-------	---	--

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-04-23	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	特定入所者介護サービス費（負担限度額認定）	部課名	福祉部介護保険課	課長名	古瀬		
		担当者名	石野	内線	2432		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）		01-01-01	特定入所者介護サービス等費				
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	17年度	根拠法令等	介護保険法		
終期設定	有	無	年度				
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-04	介護保険サービスの基盤整備				
目的	区民税世帯非課税等の低所得者について、介護保険施設サービス、短期入所サービスの利用に係る食費居住費の負担を軽減する。						
対象者等	要介護・要支援認定者で、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者 介護保険施設及び短期入所サービス事業所 東京都国民健康保険団体連合会						
内容	要介護・要支援認定者のうち、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者であって、施設サービス等で食費・居住費等に係るサービスを受けた場合、所得に応じた負担限度額までを自己負担し、残りの基準費用額との差額分を特定入所者介護サービス費として支給する。 (1) サービスの種類 ・介護保険施設の食費・居住費 ・短期入所生活（療養）介護に係る食費・滞在費 (2) 給付の流れ 要介護・要支援認定者は区に負担限度額認定の申請をする 利用者負担第1～3段階の被保険者に対して認定証を交付 被保険者はサービスを受ける事業所に認定証を提示 事業者は認定証を確認し、負担限度額の範囲内で支払を受ける						
経過	平成17年10月 介護保険制度一部改正で、施設サービス（ショートステイを含む）利用の際の食費・居住費等が原則自己負担となったことにより事業新設 平成24年 5月 利用者の事務手続きの負担軽減等を図るため、認定の自動更新制度を導入						
必要性	介護保険法の規定により必須の事業						
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 審査支払については、東京都国民健康保険団体連合会に委託 (審査件数1件あたり@76円)						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	(単位：千円)								
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		
予算額	290,309	296,486	300,075	301,535	328,165	398,823	376,696		
決算額（26年度は見込み）	289,897	296,485	297,578	282,515	328,165	398,823	376,696		
人件費等	847	814	1,744	1,694	1,652	1,410			
減価償却費			581	622	645	1,014			
【事務分担量】（%）	10	10	20	20	20	30			
合計（+ +）	290,744	297,299	299,903	284,831	330,462	401,247	376,696		
特定財源	国	介護給付費負担金等	58,525	59,345	75,678	59,191	67,266	83,509	78,923
	都	介護給付費負担金	49,839	50,858	52,513	90,460	54,481	67,957	63,959
	その他	介護給付費交付金等	182,380	187,096	171,712	135,180	208,715	249,781	233,814
	一般財源		0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
	利用件数（件）	10870	11195	11328	11066	12262	13750		

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助	特定入所者介護サービス費	328,165	負担金補助	特定入所者介護サービス費	398,823	負担金補助	特定入所者介護サービス費	376,696

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
	負担限度額認定証交付件数	1192	1504	1605	1600	-	

問題点・課題 （指標分析）	国会において審議中の介護保険法制度改正案の動向を注視する必要がある。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
介護保険法改正に向けて、認定更新事務の体制づくりを検討する。	介護保険法改正に基づき、介護保険システムの改修及び更新事務の手続き方法を変更する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	法に基く必須事務事業であり、利用者負担に直接関わるものである。

議会 （要旨） 状況	
------------------	--

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-04-24	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	高額介護サービス費		部課名	福祉部介護保険課	課長名	古瀬	
			担当者名	青木	内線	2432	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-01-01	高額介護サービス等費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）			建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	12年度	根拠法令等	介護保険法51条・61条		
終期設定	有	無	年度				
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-04	介護保険サービスの基盤整備				
目的	要介護・要支援認定者が利用した介護サービス及び施設サービス等の費用が一定の上限額を超えた場合、又は前記費用に本人と家族の医療費を加えた費用が一定の上限額を超えた場合に、超過分を支給することによって自己負担の軽減を図ることを目的とする。						
対象者等	高額介護サービス等費・高額医療合算介護サービス等費に該当する要介護・要支援認定者						
内容	<p>【高額介護サービス費】（1）給付の流れ サービスの提供 国保連 該当者抽出 該当者に申請勧奨する。 サービス利用者の申請に基づき、区が支給決定し支給する。（2回目以降は申請省略）</p> <p>【高額医療合算介護サービス費】（1）給付の流れ 対象者が介護保険者より自己負担額証明書を取得する 対象者は を添えて医療保険者に請求 医療保険者は を基に医療と介護の合算負担額を算出、按分し両保険者負担額を対象者へ支給 医療保険者は計算結果連絡票を介護保険者に送付するとともに医療保険者負担額へ支給 介護保険者は に基づき介護保険負担額を対象者へ支給</p>						
経過	平成13年10月	高額介護サービス費支給の開始					
	平成15年 4月	申請時の領収書確認を廃止					
	平成17年10月	自己負担上限額の見直し、2回目以降の申請省略					
	平成18年10月	委任状による親族口座への振込みが可能になる					
	平成20年4月	高額医療・高額介護合算制度の開始（申請開始は平成22年1月22日から）					
必要性	介護保険法の規定により必須の事業						
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 生活保護受給者分の審査・支払については、東京都国民健康保険団体連合会に委託。 （審査件数1件あたり@95円）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算額		219,651	259,730	270,735	272,526	307,125	333,211
決算額（26年度は見込み）		202,632	254,375	270,572	272,506	307,052	312,815	345,054
人件費等		5,929	6,108	6,540	6,352	5,370	5,406	
減価償却費				2,179	2,333	2,098	2,197	
【事務分担量】（%）		70	75	75	75	65	65	
合計（+ +）		208,561	260,483	279,291	281,191	314,520	320,418	345,054
特定財源	国 介護給付費負担金等	60,873	62,754	68,237	69,052	78,175	79,705	87,747
	都 介護給付費負担金	30,463	44,515	47,350	47,688	53,734	39,102	43,132
	その他 介護給付費交付金等	117,225	153,214	163,704	164,451	182,611	201,611	214,175
	一般財源	0	0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	生活保護の被保護者等	3,465件	4,006件	4657	5167	5434	6103	
	区民税非課税で年収80万円以下	11,589件	11,865件	12297	11205	13401	13481	
	区民税非課税で年収80万円超	2,870件	3,225件	3674	3880	4284	4941	
	一般	1,937件	2,249件	2648	2563	2458	2172	

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金	高額介護サービス等費	259,356	負担金	高額介護サービス等費	275,640	負担金	高額介護サービス等費	345,054
	高額医療合算介護サービス費（後期高齢者分）	47,086		高額合算（後期高齢分）	36,577			
	高額医療合算介護サービス費（国民健康保険分）	610		高額合算（国保分）	598			

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	高額介護支給件数（単位：件）	22815	25577	26697			平成24年度申請勧奨件数1742件 平成25年度申請勧奨件数1486件
	高額医療合算介護サービス費 ・後期高齢者分（単位：件）	890	1378	1044			平成24年度申請勧奨件数1521件 平成25年度申請勧奨件数1565件
	高額医療合算介護サービス費 ・国民健康保険分（単位：件）	23	21	18			平成24年度申請勧奨件数36件 平成25年度申請勧奨件数49件

（問題点・課題 分析）	申請は1課で済むが、支払は医療保険者・介護保健者がそれぞれ支払うので手順の流れがわかりにくい。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
（状況の実 施）	

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
	勧奨通知はわかりやすくようにメモを加えるようにする。	勧奨通知はわかりやすくようにメモを加えるようにする。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	法に基づく必須事務事業であり、利用者負担に直接関わるものである。

（議 会 要 旨 ）	
------------------------	--

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-04-25	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	いきいきボランティアポイント制度事業	部課名	福祉部介護保険課	課長名	古瀬		
		担当者名	小川	内線	2432		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）		01-02-02	いきいきボランティアポイント制度事業費				
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	23年度	根拠法令等	介護保険法第115条の44、いきいきボランティアポイント制度事業実施要綱		
終期設定	有 無		年度				
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-02	介護予防の推進				
目的	高齢者の社会参加や地域貢献を積極的に奨励・支援し、ボランティア活動を通じて高齢者自らの介護予防を促進するとともに、元気な高齢者が暮らす地域社会を作ること及び当該ボランティアを行うことで介護給付の抑制につなげ実質的な介護保険料の負担軽減を図る。						
対象者等	荒川区在住の介護保険第1号被保険者						
内容	<p>1 対象となるボランティア活動 区が指定する介護保険施設等におけるボランティア活動（シーツ交換、お茶出し、傾聴等）</p> <p>2 ボランティア登録・ポイントの換金等 ボランティア登録に当たっては、原則として、区が実施するボランティア説明会を受講することとする。説明会は、年10回程度開催し、講師については、荒川区社会福祉協議会や本区の職員が担当する。ボランティア登録を行った方に対して、いきいきボランティア手帳を交付する。指定の施設等において、ボランティア活動1時間につき1個（1日最大2個）のスタンプをボランティア手帳に押印する。 スタンプ1個につき100ポイントを付与し、1,000ポイント以上貯まった方に対し、申請に基づき、翌年度に交付金を支給する。（100ポイントにつき100円とし、年度ごとに5,000円を上限とする。）</p>						
経過	平成23年7月 制度開始 平成25年10月 いきいきボランティア交流会開催						
必要性	増加する介護給付費の抑制及び実質的な保険料負担の軽減策として必要である。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額				434	1,762	2,741	1,827	
決算額（26年度は見込み）				402	508	1,181	1,827	
人件費等				3,388	1,652	1,663		
減価償却費				1,244	645	676		
【事務分担当】（%）				40	20	20		
合計（+ +）	0	0	0	5,034	2,805	3,520	1,827	
特定財源	国	地域支援事業交付金			127	295	456	
	都	地域支援事業交付金			402	63	228	
	その他	地域支援事業支援交付金等			4,632	2,615	1,143	
	一般財源		0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	ボランティア登録者数				161	229	278	430
	交付金申請者数					64	104	231

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
食料費	交流会飲物代	0	食糧費	交流会飲物代	7	食糧費	交流会飲物代	18
一般需用費	ボランティア手帳作成等	151	一般需用費	ボランティア手帳作成等	322	一般需用費	ボランティア手帳作成等	560
郵便料	次年度手帳送付等	53	郵便料	次年度手帳送付等	123	郵便料	次年度手帳送付等	254
保険料	ボランティア保険	81	保険料	ボランティア保険	93	保険料	ボランティア保険	155
使用料及び賃借料	交流会会場使用料	0	使用料	交流会会場使用料	5	使用料	交流会会場使用料	31
			備品購入費	説明会等プロジェクト等	251	備品購入費		0
負担金	評価ポイント交付金	223	負担金	評価ポイント交付金	380	負担金	評価ポイント交付金	809

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	ボランティア登録者数	161	229	278	430	600	
	年平均活動時間		35	37	35		ポイント交換申請ベース (交付金対象スタッフ数 / 申請者数)
	ボランティア受入機関数	23	28	35	100	160	

（問題点・課題分析）	新規登録者を増やすため、受入機関や活動の範囲を拡大するなど、より参加しやすい制度にしていく必要がある。 登録者や受入機関の声も踏まえながら、魅力ある制度づくりを行う必要がある。 登録者の活動先決定支援や登録施設のボランティア受け入れ支援を充実し、活動への参加を促進するために、登録者と施設とのコーディネートを図る必要がある。 今後、登録者の更なる増加が見込まれることから、より効果的な事業運営を行う必要がある。
	（実施 11 区 未実施 11 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
より多くの区民が制度へ参加しやすくなるように、対象となる活動範囲を拡大について検討する。	ボランティアの活動の幅を広げるために、対象となる活動範囲を拡大する。
活動参加促進のため、ボランティア登録者と登録施設職員の交流会を開催するとともに、施設の受入環境づくりの支援を進める。	活動参加促進のため、協賛店舗等の特典付与について検討をする。
事業を効果的に進めるために、事業実施の委託について、検討を進める。	より効果的な運営方法への改善を行う。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
重点的に推進	重点的に推進	ボランティア活動を通して地域貢献することを奨励・支援し、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を促進することで、元気な高齢者が暮らす地域づくりに資するものであり、重要な事業である。

（要旨）	H22.3定 「高齢者応援ポイント制度」（仮称）の早期導入について
	H26.1定 専門的なボランティア活動を事業の対象に加え、より高いポイントを付与することについて

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-04-26	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	住宅改修理由書作成経費の助成	部課名	福祉部介護保険課	課長名	古瀬	担当者名	藤澤
				内線	2432		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-03-01	住宅改修支援事業					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）			建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	12年度	根拠法令等	介護保険法第115条		
終期設定	有	無	年度				
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-04	介護保険サービスの基盤整備				
目的	介護保険事業における住宅改修費の申請に際し、住宅改修理由書を作成したケアマネジャー等が、その申請者に対し居宅介護支援サービス（ケアプラン作成）を行っていない場合に限り、所属する指定居宅介護支援事業者に対して理由書作成経費の一部を助成することにより、適正な住宅改修の実施を図ることを目的とする。						
対象者等	介護保険住宅改修費支給に係る住宅改修理由書を作成した指定居宅介護支援事業者等						
内容	<p>助成対象事業 介護保険事業における住宅改修費支給に係る理由書の作成 ただし、利用者が、当該住宅改修工事について、住宅改修費の支給を受けていることを条件とする。 まだ支給を受けていない、または結果として支給を受けられなかった住宅改修費支給申請に係る理由書作成経費は、本事業の対象とならない。</p> <p>助成金額 1件につき2,000円</p>						
経過	<p>平成12年4月 介護保険法施行時から実施。 平成15年4月 助成対象を居宅介護支援サービスを受けていない要介護者等に対する理由書作成のみとすることに変更。 平成18年4月 介護保険法改正に伴う地域支援事業の創設により、地域支援事業（任意事業）として実施。</p>						
必要性	サービス計画を立てていない利用者（ケアマネジャーの介護報酬が算定できない）の住宅改修の円滑な実施のため、必要不可欠である。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算額		164	194	228	228	236	190	190
決算額（26年度は見込み）		162	164	190	156	152	188	190	
人件費等		847	407	436	0	0			
減価償却費				145	0	0			
【事務分担量】（%）		10	5	5	0	0			
合計（+ +）		1,009	571	771	156	152	188	190	
特定財源	国	地域支援事業交付金	65	66	76	62	60	74	75
	都	地域支援事業交付金	32	33	38	31	30	37	37
	その他	地域支援事業繰入金等	912	472	657	63	62	77	78
	一般財源		0	0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	助成件数（件）		81	82	95	78	76	94	95

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金	理由書作成費助成	152	負担金	理由書作成助成	188	負担金	理由書作成助成	190

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	助成件数（件）	78	76	94	95		

（問題点・課題 指標分析）	ケアマネジャーがいない場合の住宅改修理由書については、地域包括支援センターの職員が作成する機会が多く、その作成にかかる経費として本助成を実施している。請求が出されても、住宅改修をした利用者に住宅改修費が支給されなければ補助金がありず支払いに時間がかかる。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
	利用者本人に対する住宅改修費支給を円滑にするため、ほとんどの請求手続をする事業者に対し、申請等の際に住宅改修の手続について全体の流れを説明し、完了までの手続きを円滑にする。	利用者本人に対する住宅改修費支給を円滑にするため、ほとんどの請求手続をする事業者に対し、申請等の際に住宅改修の手続について全体の流れを説明し、完了までの手続きを円滑にする。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	介護保険制度を補う国の補助事業である。

議 会 要 旨 状	
-----------------------	--

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-04-27	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	介護保険事業特別会計の管理		部課名	福祉部介護保険課	課長名	古瀬	
			担当者名	尾内	内線	2432	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（26年度）	01-01-01	財政安定化基金拠出金					
	01-01-01	介護保険給付準備基金積立金					
	01-01-01	財政安定化基金償還金					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）			建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	12年度	根拠	介護保険法第147条、荒川区介護保険給付準備基金条例、介護給付費負担金交付要綱等		
終期設定	有 無		年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準			計画区分	計画	非計画	
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-04	介護保険サービスの基盤整備				
目的	介護保険事業特別会計の安定的な運営を行うことを目的とする。						
対象者等							
内容	<p>（1）介護給付費準備基金積立金 事業計画期間中（3ヵ年）の財政収支の安定化を図るため、区に設置することとされている。第1号保険料の余剰金を基金に積み立て、必要に応じてこれを取り崩し介護給付費の支払費用に充てる。</p> <p>（2）財政安定化基金拠出金・財政安定化基金償還金 給付の見通しを上回って生じた給付費の増や、通常の徴収努力を行ってもなお生じた保険料の未納による介護保険財政の赤字について、介護給付費準備基金を取り崩しても補うことができない場合、その資金の交付・貸付金を都道府県が区市町村に対して行う制度である。</p> <p>（3）償還金・一般会計繰出金（繰戻し） 当該年度において、負担金等を実績見込額で申請し、翌年度に見込額と実績額との超過金の精算を行う。</p>						
経過	<p>介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金 介護従事者の処遇改善を図るため、平成21年度の介護報酬改定では、全国平均+3.0%の増改定が行われたが、それに伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するため、平成20年度中に特例交付金が交付された。その交付金を基金に受け入れ、第4期3ヵ年の保険料をフラット化した。</p> <p>東京都財政安定化基金交付金（特例分） 第5期において介護保険料の急激な上昇を抑制するため、平成24年度に東京都より交付金が交付された。</p>						
必要性	介護保険法の規定により必須の事業						
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	項目	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
		予算額	423,870	315,891	174,895	126,425	397,092	377,380	108,398
決算額（26年度は見込み）		375,911	304,451	165,018	126,425	633,701	330,814	108,398	
	人件費等	3,388	3,258	6,104	7,199	4,131	4,159		
	減価償却費			2,034	2,644	1,614	1,690		
	【事務分担量】（%）	40	60	70	85	50	50		
	合計（+ +）	379,299	307,709	173,156	136,268	639,446	336,663	108,398	
実績の推移	特定財源								
	国								
	都								
	その他	一般会計繰入金、繰越金等	379,299	307,709	173,156	136,268	639,446	336,663	108,398
	一般財源		0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
	財政安定化基金拠出率(%)	0.03	0	0	0	0	0	0	
	財政安定化基金借入額(千円)	0	0	11855	159533	0	0	0	
	財政安定化基金交付額(千円)	0	0	0	93954	124537	0	0	
	財政安定化基金償還額(千円)	36654	0	0	0	57130	57129	57129	

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金	財政安定化基金拠出金	0	負担金	財政安定化基金拠出金	0	負担金	財政安定化基金拠出金	1
積立金	準備基金積立金	362,348	積立金	準備基金積立金	94,196	積立金	準備基金積立金	1,267
償還金	財政安定化基金償還金	57,130	償還金	財政安定化基金償還金	57,129	償還金	財政安定化基金償還金	57,129
償還金	H23年度国庫等返還金	61,400	償還金	H24年度国庫等返還金	132,723	償還金	H25年度国庫等返還金	1
繰出金	H23年度一般会計繰戻金	152,823	繰出金	H24年度一般会計繰戻金	46,766	繰出金	H25年度一般会計繰戻金	0
予備費	予備費	0	予備費	予備費	0	予備費	予備費	50,000

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	調整交付金の交付率（％）	5.34	5.46	5.48	5.43		

（問題点・課題分析）	
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	法に基づく必須事務事業である。

議（要旨）	況（質問状）
-------	--------